

由布市告示第17号

平成25年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成25年2月20日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成25年2月27日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
渕野けさ子君	太田 正美君
佐藤 正君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
工藤 安雄君	生野 征平君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成25年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成25年2月27日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

平成25年2月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 報告第1号 平成24年度由布市土地開発公社補正予算(第1号)及び資金計画変更(第1回)の提出について
- 日程第6 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第2号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第14 議案第5号 由布市環境基本条例の制定について
- 日程第15 議案第6号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第7号 由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第9号 由布市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につ

いて

- 日程第22 議案第13号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市障害者自立支援条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第29 議案第20号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第30 議案第21号 市道路線（上屋敷城線）の認定について
- 日程第31 議案第22号 市道路線（七里山線）の認定について
- 日程第32 議案第23号 市道路線（望み台1号線）の認定について
- 日程第33 議案第24号 市道路線（下島線）の認定について
- 日程第34 議案第25号 由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第35 議案第26号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第36 議案第27号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第28号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第29号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第30号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第31号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第32号 平成25年度由布市一般会計予算
- 日程第42 議案第33号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第43 議案第34号 平成25年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第44 議案第35号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第36号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第46 議案第37号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第47 議案第38号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第48 議案第39号 平成25年度由布市水道事業会計予算

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 報告第1号 平成24年度由布市土地開発公社補正予算（第1号）及び資金計画変更（第1回）の提出について
- 日程第6 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第2号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第14 議案第5号 由布市環境基本条例の制定について
- 日程第15 議案第6号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第7号 由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第9号 由布市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市障害者自立支援条例の一部改正について

- 日程第25 議案第16号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第29 議案第20号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第30 議案第21号 市道路線（上屋敷城線）の認定について
- 日程第31 議案第22号 市道路線（七里山線）の認定について
- 日程第32 議案第23号 市道路線（望み台1号線）の認定について
- 日程第33 議案第24号 市道路線（下島線）の認定について
- 日程第34 議案第25号 由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第35 議案第26号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第36 議案第27号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第28号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第29号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第30号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第31号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第32号 平成25年度由布市一般会計予算
- 日程第42 議案第33号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第43 議案第34号 平成25年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第44 議案第35号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第36号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第46 議案第37号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第47 議案第38号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第48 議案第39号 平成25年度由布市水道事業会計予算

---

出席議員（20名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 鷺野 弘一君 | 2 番 廣末 英徳君 |
| 3 番 甲斐 裕一君 | 4 番 長谷川建策君 |
| 5 番 二ノ宮健治君 | 6 番 小林華弥子君 |
| 7 番 高橋 義孝君 | 8 番 新井 一徳君 |

9番	佐藤 郁夫君	10番	佐藤 友信君
11番	溝口 泰章君	12番	西郡 均君
13番	淵野けさ子君	14番	太田 正美君
15番	佐藤 正君	16番	佐藤 人已君
17番	田中真理子君	18番	利光 直人君
20番	工藤 安雄君	21番	生野 征平君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

局長	秋吉 孝治君	書記	江藤 尚人君
書記	伊藤 裕乃君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	佐藤 式男君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	監査・選管事務局長	衛藤 公治君
会計管理者	佐藤 忠由君	産業建設部長	工藤 敏文君
健康福祉事務所長	衛藤 義夫君	環境商工観光部長	相馬 尊重君
挾間振興局長	志柿 正蔵君	庄内振興局長	工藤 浩二君
湯布院振興局長	松本 文男君	教育次長	森山 泰邦君
消防長	大久保一彦君	代表監査委員	土屋 誠司君

---

午前10時00分開会

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。これより平成25年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、招集の御案内を申し上げましたところ、全議員の出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、平成25年度の予算を審議する大切な議会であります。

我々20名の議員にとりましては、任期最後の予算審議となる本会議でございます。市政の方針につきましては、後ほど市長より説明がありますが、市政運営の最終的な意思決定機関であります議会といたしまして、負託を受けました3万6千由布市民の豊かな生活を守る見地から、十分な検討を加え、また議論を尽くし審議をいただき、適正かつ妥当な議決に到達することを念願するところでございます。

本日から3月19日までの21日間に及ぶ長期日程となりますが、議員各位には体調に管理されまして本定例会に臨まれますことをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

それでは、本定例会に当たり、招集者であります市長より御挨拶をいただきます。市長。

**○市長（首藤 奉文君）** 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございました。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

歴の上では立春を過ぎまして、穏やかな春の訪れを感じるようになりましたきょうこのごろでございます。

議員皆様におかれましては、市民の幸せと由布市発展のため常日頃から議員活動に精励されておられますことに、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

心安らかな年になることを祈りました年明けでございましたが、1月にはアルジェリアでの人質事件、2月にはグアム島で無差別殺人事件、ロシアのウラル地方では隕石の落下など、また県内では観光バスの転落事故が発生をしたところであり、有事の際には迅速な対応がとれるよう体制を整えておかねばならないと、改めて心に留め置く次第でございます。

また、由布高校におきましてはこれまでも就職、進学等に頑張ってきておりますが中高一貫教育の本格的な研究2年目において、国立大学や難関私立大学にこれまでにない多くの合格者を出すなど、全ての面で大きく向上してきていることに大変喜ばしく思っている次第でありまして、今後ともしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会でございますが、報告3件、諮問2件、平成25年度一般会計予算を初めとする議案39件を予定をしております。

慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、どうか御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

**○議長（生野 征平君）** ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

す。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程第1号により行います。

これから、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、小林華弥子さん、7番、高橋義孝君の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配布いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第ではありますが、少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について、詳細な御報告を申し上げたいと思います。

年末に実施していただいております、由布市消防団年末夜警であります。27日は庄内方面隊、28日は湯布院方面隊、29日は挾間方面隊の、各方面隊を訪問し、消防団員の方々に対しお礼と激励を行いました。各方面隊とも積極的な取り組みをいただいております。市民の安心安全が図られたところであります。

1月26日には、由布市防災士認証状の伝達式を行いました。防災士養成講習により防災士の資格を取得した、80名の方々に認証状を伝達させていただきました。

今後は、各地域における防災リーダーとしての活躍を期待するものであります。



1月30日には、全国市長会の経済委員会及び理事・評議員合同会議が開催されました。経済委員会では、「平成25年度国の施策及び予算に関する提言」を審議し、農政政策の振興に関する意見、森林・林業・山村振興施策の推進に関する提言を決定をいたしました。

理事・評議員会合同会議では、総務省総務審議官による「地方行政の課題について」の講演があり、東日本大震災関係や平成25年度税制改革関係等の諸会議の開催状況について報告がございました。

また、30日、31日には「よりよい地域医療機能推進機構の創設を目指す全国ネットワーク」会議が開催され、「地域医療機能推進機構」への円滑な移行をお願いするため、厚生労働省と与党の厚生労働部会長へ要望にまいりました。

当日、面談いたしました与党の厚生労働部会長からは「全国の病院が新機構へ移行できるようにしたい」との回答をいただきました。また、厚生労働省社会保険病院等対策室からは、「平成26年4月1日から新機構に移行するということは法律で決定されていることなので、法の規定に基づいて準備を進めていくことになる」との回答をいただいたところであります。

2月12日には、国土交通省を訪問し国土交通大臣、事務次官、道路局長、高速道路課長など、関係者と面談をいたし、スマートインターチェンジの整備の要望をいたしたところであります。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますのでよろしく願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（生野 征平君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議会議長、二ノ宮健治君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（二ノ宮健治君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の二ノ宮健治です。議会が開催されましたので、その概要について下記のとおり報告をいたします。

定例会で、昨日2月26日午後2時からありました。会期は1日間でした。審議結果でございますが、議案第1号、由布大分環境衛生組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、組合、つまり由布大分環境衛生組合が設置をする一般廃棄物処理施設に技術管理者を置くこと、並びにその資格基準を定めるものということでございます。これは、設立当時から管理技術者を置いていたんですが、条例上こういうものを整備をしたというものであります。

議案第2号、平成24年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、310万円、これは古紙、ペットボトルの売却料が決定したということで歳入に上げ、予備費に

歳出で計上をいたしました。

第3号として、平成25年度由布大分環境衛生組合一般会計予算、総額を6億5,414万1,000円でございます。前年対比2,098万2,000円の増額予算となっております。このことにつきましては、資料1、資料2に事項別明細を書いておりますので御一読を願いたいと思います。

今、慎重審議の結果、3議案とも賛成多数で可決をいたしました。

次に、一般質問でございます。今回も、3番西郡均議員が「野津原地域の一般廃棄物ごみ収集業務を民間委託をするようになった経緯について」質問をいたしました。

管理者より「平成19年より、ごみの12分別収集が始まり大分市と野津原地区の収集体制の関連により大分市との協議の結果、民間委託とした」という回答でございました。せっかくの機会ですから、1、2分間時間をいただきたいと思います。

資料2をちょっとお開きください。

これは、25年度の予算の事項別明細資料1でわかりますように、ここの歳入につきましては、分担金、負担金がほとんどでございます。それと、後は使用料、ごみの収集袋販売手数料です。これは簡単に言うと、今、あそこの運営に6億5,414万1,000円、これは運営の歳出の総額を見ればわかるんですけど、それからいろんな計算をして、1番最後のページ。今、由布市はこういう均等割額10%です。その0.5、0.5ということで、総額で5億2,727万6,000円。大分市は8,211万1,000円の支払いで、合計額6億938万7,000円です。これは、問題ないんですけど、今、負担金ですが、例えば袋に換算して、今、大袋がこれに載ってないんですけど、54万5,400枚、それから小さい袋のほうは27万2,700枚、23年度決算で出てます。これを大袋換算にしたときに、72万7,200枚の袋が売られています。実際は、今、大袋で25円で販売しています。この6億5,414万1,000円を72万7,200円で割ると、1袋当たり900円かかっています。実際には、900円をかかっているのに25円の負担で、この由布大分環境組合は運用されているということです。大変、財政難の中であの裕福な大分市でさえ、ごみ袋の料金を取るようになりました。由布市としても、この辺を少し考えていかなければ、少子高齢化、いろんな中で財政的に行き着くんじゃないかという気もしております。

以上で、報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、瀧野けさ子さん。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（瀧野けさ子君） 皆さん、おはようございます。大分

県後期高齢者医療広域連合議会議員の淵野けさ子でございます。それでは、平成25年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

会議結果は、会議名としては、平成25年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会、開会は、平成25年1月28日、月曜日、会期は1日となっております。場所は、大分県医師会館6階の第2会議室でございます。出欠は、出席議員26名全員です。

議事日程といたしましては、日程第1で会期の決定。

日程第2で議案第1号、これは大分県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任に関し議会の同意を求めることについてです。

以下、議案第2号から議案第6号までの5議案は一括上程され、そして提案理由の説明を受け、そして詳細説明を受けました。

日程第4としては、議員提出議案第1号、2号、委員会条例の一部改正についてでございます。裏面をお開きください。

一般質問は、ちょっとここ間違いです。2名と書いているんですが、1名です。あと1名は議案質疑で1名です。会議録の指名については、佐伯市の議員が中津市の出身議員となっております。

議案の説明をいたしますが、長いので主などだけを説明させていただきたいと思います。

議案第1号は、大分県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて、これは人事案件で議会の同意を求めるものであります。

広域連合規約第12条第3項において「その任期は関係市町村の長としての任期による」と規定されております。そこで、九重町の町長の任期が10月25日をもって満了となったことに伴って空席となっていましたので、副広域連合長の指名を坂本和昭町長に再任することに同意いたしました。

あと、議案第2号、議案第3号、議案第4号はお目通しさせていただきたいと思います。

議案第5号の、平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明をさせていただきます。

一般会計は、構成市町村からの共通経費負担金と財政調整基金繰入金を主な財源として、厳しい財政状況を念頭に、最小の経費で広域連合事務局の運営を行うことを基本に予算編成をさせていただきます。

この構成市町村からの共通経費の負担割は、均等割が10%、75歳以上の人口割で45%、総人口割が45%というふうになってございます。平成25年度の一般会計予算規模は7億5,058万6,000円にするものであります。前年対比で9.8%の減となっております。それは、派遣職員が29名前年度までいたんですが、新年度からでは1名減って28名になります。

それは、宇佐市が今まで2名派遣されていたんですが、住民基本台帳により人口割により2名から1名に減になっております。

歳入の主なものは、構成市町村からの事務費負担金7億2,359万1,000円を計上、そして繰入金は平成23年度決算剰余金の一部2,416万8,000円を財政調整基金繰入金として計上しております。

歳出の主なものは、事務所借上料及び派遣職員28名分の人件費負担金等で2億5,442万1,000円を計上し、また民生費には特別会計繰出金として4億8,998万9,000円を計上してございます。

議案第6号、平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算ですが、この特別会計予算では、医療費の伸びを考慮した上で保険料の財源を確保することを基本に構成しております。25年度は、前年対比2.3%の予算増です。それは、被保険者数の増と、個人医療費の増になっております。

予算規模は、1,751億3,305万1,000円にするものです。

歳入の主なものとしては、構成市町村からの保険料と負担金及び療養給付費負担金として、271億9,744万4,000円を計上しております。県支出金については、県の負担割合が12分の1となっております。療養給付費負担金等では144億7,619万3,000円を計上しております。支払基金交付金については、医療費のおおむね4割相当であります、711億5,906万1,000円を計上しております。

歳出の主なものとしては、保険給付費1,735億9,061万2,000円を計上しております。県の財政安定化基金拠出金については、1億5,325万5,000円を計上しております。保険事業費については、健康診査委託料等で4億6,581万円を計上しております。

以上、5議案が一括上程され、賛成多数で可決されました。

次に、議員提出の議案第1号でございますが、大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部改正についてでございます。

委員の指名には、同条例第5条の定めにより、議長が会議に限り指名することとなっておりますが、委員が任期の途中で辞職された場合、閉会中における委員の選任について議長の指名によって選任できるように改めるものでございます。

議員提出議案第2号、大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について、平成24年の地方自治法の一部改正により広域連合議会会議規則内に引用しています、同法の条項に異動が生じたため改めるものでございます。

以上、2議案が一括上程され、賛成多数で可決されたので報告をいたします。

また、一般質問でございますが、1名ありました。大分市議会の共産党の河野広子委員からの

質問で、後期高齢者医療制度の今後についてと、高額介護合算療養費について、ホームページの改善、見直しについての3点がございました。主に、昨年末の総選挙で政権が民主党から自民、公明政権へと交代するもとの、後期高齢者医療制度の今後について、どのように受け止め、望むのかその見解をとということでありましたが、社会保障制度改革推進法にかかわる国民会議が開催され、これ15名からなっているそうです。まず、1月18日に実務者会議全体の会議がありました。これは、8月の21日までに、結論を国民会議によって出さないといけないようになっております。今後、少子高齢化が進む中で、機能の強化、あるいは現在の制度維持しつつ持続可能なものになるように見直し、そして刷新はされていくのではないかというような主な見解でありました。

あと詳しいことは、議案質疑等も佐伯市の高司委員からあっておりますが、掲載しておりませんが、詳しいことは資料を持ち合わせておりますので、言っていただければ皆様のお手元にお届けしたいというふうに思っております。

以上で、報告を終わります。

**○議長（生野 征平君）** 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告は終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研修報告をお願いいたします。議会広報編集特別委員長、利光直人君。

**○議会広報編集特別委員長（利光 直人君）** 議会広報特別委員会委員長の利光直人でございます。調査の報告をいたしたいと思っております。

本特別委員会は、所管事項のうち次の事件について調査、研修を行ったのでその結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記しておりますが、調査の事件、期間は2月の14日から15日。研修地につきましては、長崎県の川棚町でございます。視察者については、私を初め6名の議員で研修に行っていました。随行者は、事務局の伊藤さんでありました。

次のページ、今回は初手議長さんと、田口委員長さんを初め4名の委員さんが事務局とともに、ちょっと時間が5分、10分遅れたんですけども、玄関で立って待っていておまして、非常に心地よく感じました。先般も和歌山県から活性化と広報についての来客がありましたので人己議員と二人で玄関でお迎えをいたしました。

今回、川棚町で聞いたことは、任期はうちと一緒に2年ですが、委員会もうちと一緒に3委員会ありまして、それぞれから2名ずつ選出されて、特徴としては1期生にこの委員会全て持っていくというのがここの特徴でございます。

それと、もう1つの特徴は、一般質問の原稿につきましても、一般質問者にかかせないと、全部編集委員が行うと、「それはなぜか」と聞いたら、「やはり一般質問者が訴えたいことを短文

で書くのに、1期生が非常に頭を使って勉強しながらその文章をつくるということが、非常に頭をつかって勉強になるということで、あえて1期議員に文章をつくらせる」ということが、いいことだなとそうつくづく感じました。それで、「4期、5期の先輩議員からその文章について苦情がないか」って言ったら、「一切ありません」ということですので、よほど文章の内容が立派な文章、1期生の方がつくられているんだなということを実感をいたしました。詳しくは、お手元を書いておりますので、あとで一読いただければと思っております。

それから、最終ページにつきましては、私も一言の町民の声のコーナーを半ページ設けてまして、これが非常に市民の声を書き上げているのが印象的でした。

それから、年に4回出している発行のだよりの中で表紙の色、例えばグリーンとかブルーとかピンクとか使ってますけど、その表紙の色と同じ色の中に全部織り込んで見出しに同じ色を使っていると、色も1つの特徴でした。

そういうことから、最後になりますが、この研修で我々広報のあり方も、再度やっぱりいろんな面で研究していかにかいかなと思いましたが、私自身この研修を通じて、やはり議会と市民を結ぶこの議会だよりは1つのパイプ役を成すがゆえに、今後の議会だよりの編集のあり方に、再度皆さんで研究しながら臨もうということを感じました。

以上で、報告を終わりたいと思います。

○議長（生野 征平君） 閉会中の委員会調査研修報告は終わりました。

---

#### 日程第4. 市長の施政方針

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 本日、平成25年第1回由布市議会定例会の開会に当たり、平成25年度当初予算案並びに諸議案の御審議をお願いするに際しまして、市政運営の所信と施策の概要の一端を申し述べ、委員各位の御理解と御協力を賜りたいと思っております。

私は、平成21年10月に再任させていただきまして、市政のかじ取りを務めさせていただいております。2期目の就任当初「市民ニーズに応えるまちづくり」「チカラ強い市政の実現」「協働による誇れるまちづくりの実現」「愛情ある福祉のまちづくり」「未来へと続く教育」「安心安全なまちづくり」「発展する由布市へチャレンジ」を「7つの提言」といたしました。これに基づいて、市民の皆様が安心して暮らしていくことのできる「地方自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」由布市の実現に向けて誠意をもって取り組んでまいりたいと決意をし、市政執行に全力を尽くしてまいったところでございます。

さて、内閣府が2月14日に発表した、2012年10月から12月期の国民総生産速報値は、物価変動の影響を除いた実質値で前期比0.1%減、年率換算で0.4%減となりました。マイナ

ス成長は3四半期連続であります。海外景気の減速で輸出の低迷が続き、企業の設備投資にも慎重さがみられたことが、要因であるとされております。ただし、個人消費で持ち直しの動きが出ておりまして、下落幅は前期よりも縮小をいたしました。

昨年12月政権交代によりまして発足した安倍政権は、アベノミクスといわれる大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略で、デフレ経済を克服する政策を打ち出しました。公共事業を中心に円高・デフレから脱却に向けた、積極的な財政出動を伴う大型補正予算が昨日国会で可決されましたが、このような状況下で平成25年度予算編成を行ったところがあります。

平成22年度以降の予算編成では、「地産地消と観光振興」「教育資質の向上」「高齢化と小規模集落対策」「子育て支援対策」「情報発信・交流連携」を重点として、事業展開を進めてまいりました。また、平成24年度には、厳しい状況にある地域経済の活性化、地域内雇用創出対策として市独自の緊急経済対策枠を設けたところがあります。

平成25年度は、この重点5項目と緊急経済対策を継続するとともに、農業の新たな成長を目指すべく農業振興・農業所得向上対策、災害に強い地域づくりのための防災・減災対策、健康増進を基調にした健康立市推進の3施策を加えて、特別重点枠として優先的に予算の配分を行ったところがあります。

それぞれの重点施策の概要を、総合計画の施策大綱別に述べさせていただきます。

まず、教育環境の向上についてであります。徐々に成果が表れつつあります学力向上施策に継続して取り組み、一層の充実を図りますとともに、子どもたちの自立支援体制の向上に努め、不登校やいじめ等に、しっかりと寄り添うことができるよう努めてまいります。また、学校における体罰問題は、既に学校現場を中心に防止体制の強化が進められておりますが、今後も体罰のない教育の場づくりに努めてまいりたいと考えております。

子どもたちの安心・安全な教育環境づくりのために取り組んでおります学校施設整備では、継続事業で進行中の湯布院中学校改築工事を完了いたしますとともに、挾間中学校の耐震化工事に着手し、平成26年度完成を目指します。さらに、由布川小学校体育館の耐震補強工事を行う等、市内学校施設の耐震化をスピード感をもって進めてまいります。また、挾間幼稚園を初め教育施設の整備、改善を積極的に推進する所存であります。

また、社会教育施設におきましても、庄内・湯布院の公民館の老朽化が進んでおり、施設整備計画を策定し、市民の学びと集いの場として、望ましい施設整備を進めてまいります。

中高一貫教育では、由布高校の学級数の減による影響を危惧しておりましたが、市内からは昨年を上回る志願者数となっており、由布高校と市内中学校の地道な努力が結実しつつあると感じております。県教育委員会の中高一貫教育研究指定の延長も踏まえ、乗り入れ授業や通学支援等、

由布高校への継続的な取り組みを行ってまいります。

スポーツ振興では、総合型スポーツクラブの設立及び組織強化を促進し、健康立市と連動したスポーツ人口の拡大を目指してまいります。

環境施策につきましては、由布市には、由布岳や男池、由布川峡谷などに代表される多くの自然景観が存在し、市民の皆さんや、由布市を訪れる人の心に癒しをもたらしております。このような自然景観は、私どもにとりましても大切な財産であり、貴重な地域資源でもあります。この優れた自然環境を守り、未来の世代に継承するため、今定例会に提案いたしました環境基本条例を受けて、環境基本計画の策定に着手をしたいと考えております。併せて、引き続き合併浄化槽の普及推進を図るとともに、大分川流域の水質検査の充実や環境講演会などの実施を行い、河川環境保全の取り組みを進めてまいります。

次に、子育て支援対策についてであります。平成22年度から始まりました次世代育成支援後期行動計画では、安心して出産や子育てができるよう保育所の整備やファミリーサポートセンター・子どもルームの開設、子ども医療費の拡充、要保護児童対策など新たなメニューを取り入れながら、きめ細かな事業展開を行ってきたところであります。平成25年度は、計画の4年目として、現在実施しております事業を再度精査し、より充実した事業へ発展させる年と考えております。具体的には、平成25年度では、新たに大分市内の医療機関であります。子どもが病気のときに預けることができる病児・病後児保育事業を実施いたします。また、待機児童の解消に向けて宮田保育園の改築工事を行い、子育て支援の充実をより一層進めてまいります。

また、平成27年度から始まる新たな仕組みの子育て支援施策の取り組みを、実行性の高いものにするために、現計画の進捗状況を検証する中で、子育て世代のニーズを十分反映できる仕組みづくりを推進してまいります。

特別重点枠といたします健康立市事業についてでございますが、全ての市民が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるように「健康長寿」と「生活の質の向上」に向けて、市民と行政、地域社会が一体となって健康立市由布市の実現を目指します。

具体的な事業といたしましては、ラジオ体操の地域・職場・学校・各種事業などで、実践による普及・習慣化を図ってまいりたいと思っております。また、運動身体機能の維持向上に有効とされている水中運動やウォーキングの普及・推進も図ってまいります。

心身ともに健康な「ゆふっ子」を育むためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であります。食育の重要性に鑑み、「早寝・早起き・朝ごはん事業」を保育所・幼稚園・学校、育成会等との連携を図りながら推進をしてまいります。同時に、挨拶は心の健康の原点でありまして、家庭や地域はもとより学校、職場等にもあいさつ運動の浸透を図ってまいります。



さらに、地域公民館等で実施する「健康の「見える化」事業、出前始めました」・「介護予防出前講座」など予防効果を上げる事業を医療・福祉関係機関との連携を図りながら実施をいたしまして、市民の健康意識の浸透を図ってまいりたいと考えております。

また、国保特定健診・がん検診等に対する市民の意識や検診率の向上を図るために、新たに「健康マイレージ事業」を実施をいたします。

健康立市事業の推進は、少子・高齢化が急速に進む中での各種保険税・料・医療費の抑制とともに、長く健康で暮らし続けられることで、総合計画のまちづくりの目標ともなっております。「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」由布市の具現化につながるものと期待をしております。

平成25年度から新たな取り組みといたしまして、市民や医療・施設関係者などから家庭・心・体等複雑多岐にわたる問題を「市のどの部署に相談してよいのかわからない」という声に対応するため、健康福祉事務所に「総合相談室」を設置いたします。

総合相談室には、臨床心理士・社会福祉士・保健師等を配置して、市民の相談に専門的見地から解決を探るとともに、潜在的な福祉ニーズの掘り起こしにもつなげてまいりたいと考えております。

次に、観光面についてでございますが、循環型観光を推進するために、由布院駅舎の塗りかえや男池遊歩道のバリアフリー化、由布川峡谷の駐車場整備など各地域の観光施設の基盤整備を進めるとともに、関係団体への支援、観光宣伝事業による誘客の促進などに取り組んでまいります。

地域経済の活性化につきましては、商工会や関係団体等と連携を図りながら、中小企業者利子補給補助金や中小企業者セーフティネット資金の活用、さらにプレミアム付お買い物券の発行補助など支援を引き続き実施してまいりたいと考えております。

道路整備についてであります。国・県道の交通安全対策や改良の促進を国や県に働きかけるとともに、幹線市道や地域内の道路の整備も進めてまいります。また、老朽化が進行する橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づいた適切な維持修繕に努めるとともに、市道の適切な維持管理を行い、利用者の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

市営住宅に関しましては、アスベスト対策工事、屋根防水工事などを実施し、良好な住宅環境を維持してまいります。また、民間住宅の耐震化促進のための助成も引き続き実施をいたします。

平成24年度に都市計画マスタープランの策定が終了いたしました。このマスタープランに基づき、市民、事業者、行政が連携・協力をし、安心して暮らすことができるまちづくりの実現を目指したいと考えております。

また、策定を進めてまいりました由布院盆地、景観計画の、平成25年度中の施行に向けて調整を進めてまいります。

水道行政では、挾間浄水場の中央監視制御設備の更新の工事を実施いたしまして、将来にわたる安定した給水サービスの提供に努めてまいります。

水道事業基本計画に基づいて、健全で継続可能な事業経営のための水道料金改定に向けた協議を始めたいと考えております。

特別重点項目といたしました、防災・減災対策についてであります。一昨年の東日本大震災による予想もしなかった大津波の発生から、国の防災基本計画、県の地域防災計画の見直しを受けまして、既に配布をいたしておりますように由布市地域防災計画の見直しを行ったところであります。

主な見直しの内容につきましては、市内各自治区に自主防災組織の設立の推進、防災士の養成。また、最近の災害等踏まえた防災対策の見直し、避難所等における生活環境改善や、女性ニーズへの配慮、小中学校における防災教育の推進、福祉避難所の指定等行っております。各地区における避難所の見直しにつきましては、今後も検討をしてみたいと思います。

昨年の岳本川土石流災害を受けまして、災害対策本部の体制、市職員の参集体制等につきましては既に見直しを行ったところであります。

昨年9月補正でお願いをいたしました防災ラジオ導入のためのFMゆふいん電波エリア調査が3月で完了することから、中継局の設置を平成25年度当初予算でお願いするとともに、全世帯に配布する防災ラジオの購入は、補正予算で対応したいと考えております。

昭和50年4月の大分地域消防組合発足時に建設いたしました消防本部庁舎、庄内出張所、湯布院出張所の各庁舎は、現在では土地建物ともに狭隘で老朽化が進んでおりまして、耐震性もないことから「新消防庁舎建設基本計画」を策定いたしました。

平成25年度から平成27年度までの3カ年計画で、消防救急無線のデジタル化と合わせて整備をしてみたいと思います。

継続して重点施策としていきます地産地消についてであります。平成23年・24年度において取り組んでまいりました「地産地消・特産品ブランド化推進協議会」での事業が完了いたしましたので、本年度は農・商・観連携の事業推進体制として、農政課内に地産地消係を配置し、取り組みの充実を図ってまいります。さらに、市内の農産物などの地域支援を活用した商品開発や販路開拓の支援と促進のために、「ゆふ地域資源活用特産物開発支援事業」を創設して、6次産業化に向けた地産地消の取り組みを支援してまいります。

平成25年度特に重点として位置づけました農業振興につきましては、高度な技術や知識をもつ改良普及員の増員を計画し、農家の収益力向上や農業経営の育成確保のための支援をいたしてまいりたいと思います。

また、農業の活性化、農業、農地、農村の維持発展のためには、新規就農者や後継者の確保が

課題となっておりますので、総合的な就農支援窓口を設置し、収納可能な農地の情報提供や国、県、市の制度を活用できるように積極的な支援を行います。さらに、農業生産基盤や生活環境基盤の整備のために、さまざまな土地改良事業を実施しておりますが、農家負担の軽減のために、平成25年度より市の補助率を上げることにいたしました。

平成24年度特別対策事業としてのイノシシ・シカの侵入防止柵と、電気柵の設置を実施してまいりましたが、25年度も市費による鳥獣被害防止特別対策事業を継続して実施して、鳥獣に強い集落づくりを推進してまいりたいと思います。

総合計画の基本理念の一つであります「参加・協働」の実現であります。多くの市民の皆さんに「重要な計画」等を策定する際には、早く、広く、正確な情報提供をして、計画づくりに協同で参加していただき、幅広い意見を取り入れた暮らしやすい、そして魅力にあふれたまちの実現に取り組んでまいりたいと思います。

「地域自治を大切にしたい住み良き日本一のまち」を実現する思いやりの心を結ぶ住みよいまちを目指します。そのために、近所付き合い、触れ合いにより「お互いに助け合っていく」という地域自治コミュニティ意識をつくります。さらに、地域全体でさまざまな問題に協力して取り組む「相互扶助の精神」を大切にしながら、「地域が自立する」という自助の意識もはぐくみます。顔が見える新たな地域コミュニティの仕組みづくりを推進してまいります。

YUFU交流推進事業につきましては、市内のNPOや任意団体等の団体に対して、国内外を問わずにその団体が目指す目的を達成するために必要な視察や研修、交流の推進や人材育成等の地域活性化につながる支援を引き続き行ってまいります。

小規模集落対策事業であります。集落の衰退や消滅は、住民生活はもちろんのこと、水源涵養や市土地保全への影響も懸念されるために極めて重要な課題であります。特に、高齢化が50%以上の小規模集落に対しましては、平成20年度からモデル地区を選定して、小規模集落応援隊事業の実施や、田舎で暮らしたい事業を実施しております。

小規模集落に安心して住み続けられるよう、セーフティーネットの構築に重点を置いて取り組むとともに、集落の課題や地域の実情をより正確に把握して、適切な対策を講じるよう、施策を進めてまいります。

また、厳しい経済状況が続くと考えられますから、昨年につき、市独自の緊急経済対策として、地域経済活性化雇用創出等を図る予算を計上し、一般会計で前年度比当初予算6.2%増の予算編成を行っております。湯布院中学校の改築に加え、挾間中学校の改築、消防庁舎建設に伴う予算の増大が大きな要因となっております。

最後になりますが、昨年3月に現在の分庁舎方式から、本庁舎方式へ移行することを発表いたしました。それ以降、振興局を充実すべきであると考え、「振興局でできることは振興局で行

う」、そのことを念頭に組織再編計画を作成いたしました。今後、市民説明会等を実施しながら市民の皆様の御理解をいただく努力をしてまいりたいと考えております。

議員各位を初め、市民の皆様の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。

○議長（生野 征平君） 市長の市政方針が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は、11時10分とします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 諮問第1号

日程第9. 諮問第2号

日程第10. 議案第1号

日程第11. 議案第2号

日程第12. 議案第3号

日程第13. 議案第4号

日程第14. 議案第5号

日程第15. 議案第6号

日程第16. 議案第7号

日程第17. 議案第8号

日程第18. 議案第9号

日程第19. 議案第10号

日程第20. 議案第11号

日程第21. 議案第12号

日程第22. 議案第13号

日程第23. 議案第14号

日程第24. 議案第15号

日程第25. 議案第16号

日程第26. 議案第17号

日程第27. 議案第18号

日程第28. 議案第19号

日程第29. 議案第20号

日程第30. 議案第21号

日程第31. 議案第22号

日程第32. 議案第23号

日程第33. 議案第24号

日程第34. 議案第25号

日程第35. 議案第26号

日程第36. 議案第27号

日程第37. 議案第28号

日程第38. 議案第29号

日程第39. 議案第30号

日程第40. 議案第31号

日程第41. 議案第32号

日程第42. 議案第33号

日程第43. 議案第34号

日程第44. 議案第35号

日程第45. 議案第36号

日程第46. 議案第37号

日程第47. 議案第38号

日程第48. 議案第39号

○議長（生野 征平君） 次に、本定例会に提出されました、日程第5、報告第1号から、日程第7、報告第3号までの報告3件、日程第8、諮問第1号及び日程第9、諮問第2号の諮問2件、日程第10、議案第1号から日程第48、議案第39号までの議案39件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は報告3件、諮問2件、議案39件でございます。

最初に、報告第1号の平成24年度由布市土地開発公社補正予算（第1号）及び資金計画変更第1回の提出についてであります。平成25年1月30日の由布市土地開発公社理事会で、市

道向原別府線改良事業用地の代行取得の再延期に伴い、予算と計画を変更いたしましたことから、地方自治法243条の3第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号月例出納検査の結果に関する報告について、報告第3号定期監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

諮問第1号、2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員である篠田安則氏と平野薫則氏の任期が、平成25年6月30日に満了することから、新たに後藤悟氏と城内健氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、スマートインター整備計画等に伴う塚原辺地の計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号、第3号、第6号から第8号は、地域主権改革に伴う権限移譲により、新たに条例を制定するもので、議案第11号、19号、20号は、条例の一部改正であります。

議案第2号由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと、議案第3号由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員整備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、地域主権改革で介護保険の指定地域密着型サービスの基準を条例で定めるとされたことによるものであります。

議案第4号由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、市の新型インフルエンザ等対策組織を条例で定めるとされたことによるものであります。

議案第5号由布市環境基本条例の制定については、豊かな自然に恵まれた由布市が環境問題等に脅かされることのないように、環境の保全と創造に関する施策の総合的で計画的な推進を図る基本理念と、施策の基本事項を定めるものであります。

議案第6号由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定については、地域主権改革で市道の構造の基準を条例で定めることとされたことによるものであります。

議案第7号由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例については、地域主権改革で準用河川の管理施設等の構造基準を条例で定めるとされたことによるものであります。

議案第8号由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、地域主権改革で由布市の水道事業の工事や管理に関する準備を条例で定めるとされたことによるものであります。

議案第9号由布市選挙公報の発行に関する条例の制定については、公職選挙法第172条の2の規定により、由布市議会議員と由布市長の選挙で、候補者の政権等を掲載する選挙公報を発行するためのものであります。

議案第10号由布市情報公開条例の一部改正については、特別会計に関する法律の改正により、国有林野事業は国営企業でなくなることによる改正であります。

議案第11号由布市使用料及び手数料の条例の一部改正については、地域主権改革により市内の社会福祉法人が市の所轄になり、新たな証明事務が発生することによる改正であります。

議案第12号由布市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正については、職員の心身の故障による休職期間を延長する改正であります。

議案第13号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、議案第15号由布市障害者自立支援条例の一部改正について、議案第16号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正については、障害者自立支援法は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことによる法律名等の改正であります。

議案第14号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、職員の給料の減額と減額期間を平成25年9月30日まで延長するものであります。

議案第17号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正については、国の農業農村整備事業の改廃により、対象となる事業と賦課徴収を改正するものであります。

議案第18号由布市道占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の改正により条例改正をするものであります。

議案第19号由布市市営住宅条例の一部改正については、地域主権改革で公営住宅の整備基準を条例で定めるとされたものによるものであります。

議案第20号由布市都市公園条例の一部改正については、地域主権改革により市の都市公園の基準を条例で定めるとされたことによるものであります。

議案第21号から24号までは、市道の認定に関する議案であります。

議案第21号上屋敷城線、議案第22号七里山線は、請願採択による。

議案第23号望み台1号線、議案第24号下島線は、寄附による市道の認定であります。

議案第25号由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議については、住民票等の交付を市町村間で相互に事務委託する、「おおいた広域窓口サービス」を新たに平成25年8月1日から玖珠町と行うことについて、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号平成24年度由布市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算からそれぞれ

3億4,840万円を減額し、予算総額を165億9,039万3,000円にお願いするものであります。年度末を控え、事務事業の確定や決算見込み等による減額となっております。

歳入では、市税、市民税、固定資産税の滞納分、たばこ消費税また国の補正予算による地方交付税の普通交付税追加交付分の増額、歳出では事業量の増加に伴う農林水産事業の農地県営事業負担金の増額、土木費の道路ストック総点検事業費の新規計上を行っております。繰越明許費の追加は、用排水路整備事業等23件となっております。

議案第27号平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ7,088万9,000円を減額し、予算総額を44億4,586万4,000円にお願いするものであります。歳入では、国庫支出金や共同事業交付金の確定に伴う減額が主なもので、歳出では保険給付費や共同事業拠出金の減額が主なものであります。

議案第28号平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ5,061万5,000円を追加し、予算総額を39億6,863万7,000円にお願いするものであります。歳出では介護サービス等諸費を増額しており、歳入では保険料を減額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入を増額するものであります。

議案第29号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ175万3,000円を減額し、予算総額を4億680万6,000円にお願いするものであります。歳入では、繰入金の減額が主なもので、歳出では総務費、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであります。

議案第30号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ130万9,000円を減額し、予算総額を2億8,110万6,000円にお願いするものであります。歳入では、市債の減額が、歳出では総務管理費の委託料等の確定による減額が主なものであります。

議案第31号平成24年度由布市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ200万円を減額し、予算総額を9,970万9,000円にお願いするものであります。大分県が施行した基幹農道整備事業長宝2期地区工事に伴う排水管付け替え工事の事業費を精算したことによる減額であります。

議案第32号平成25年度由布市一般会計予算は、総額174億770万6,000円で、昨年度当初と比較しまして10億2,121万7,000円の増額、6.2%の増額となっております。

平成25年度予算の編成に当たりましては、「第2次行財政改革大綱」を念頭に、普通交付税の激変緩和措置後の財政運営を見据えた編成を行いました。そのために、更なる経費の節減を図る目的から、従来の部局枠配分方式を継続し、前年度当初予算と比較して3%の減を原則として



事務事業費の見直しを行ったところであります。

一方、総合計画の推進取り組みでは、由布市の目指す「地域自治を大切にしたい住み良き日本一のまち」の実現に向けて、「総合計画第3期実施計画」に基づいた予算を計上しております。中でも、これまでに由布市の重点施策として取り組んでまいりました「地産地消と観光振興」、「教育資質の向上対策」、「高齢化と小規模集落対策」、「子育て支援対策」、「情報発信と交流連携」の5つの施策については、平成25年度総仕上げの年と位置づけて予算措置をしております。

また、このほかにも依然として厳しい状況にある地域経済や雇用情勢に対する「緊急経済活性化対策」や、災害に強い地域づくりのための「防災・減災対策」、農業の新たな成長を目指す「農業振興・農業所得向上対策」、健康増進を基調にした「健康立市推進」の施策を特別重点施策として優先的に予算計上をいたしております。

歳入では、市税が対前年比で2.4%の増となっておりますが、これは新築家屋の増加に伴う固定資産税の増加や税率変更に伴うたばこ消費税の増加によるものであります。

一方、地方交付税は給与削減の影響で減額となっておりますが、交付税と一緒に加算される人事財政対策債の増額が見込まれており、全体では微減となっております。財政調整基金からの繰り入れは前年を下回っております。

歳出では、主なものといたしまして市役所庁舎建設事業、消防庁舎建設事業、挟間中学校施設整備事業などの施設整備事業費、住民福祉相談のワンストップサービス機能を担う総合窓口の開設経費、子育て支援策の病児・病後児保育事業の経費、待機児童解消に向けた保育所の整備事業費、災害時の情報伝達を行う防災ラジオの整備費などを計上いたしております。また、挟間中学校の整備に伴う継続費予算と、環境基本計画策定に伴う債務負担行為予算をお願いをいたしております。

議案第33号平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額41億7,389万1,000円で、前年度当初と比較しまして、9,946万4,000円の減額、2.3%の減少となっております。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、共同事業交付金、繰入金の減額は主なもので、歳出では保険給付費や共同事業拠出金の減額が主なものであります。

議案第34号平成25年度由布市介護保険特別会計予算は、総額38億3,741万5,000円で、前年度当初と比較しまして9,992万3,000円の増額、2.7%の増加となっておりますが、主に給付費の増額によるものであります。

議案第35号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億840万9,000円で、前年度当初と比較しまして339万2,000円、0.8%の増加となっております。

歳入では後期高齢者医療特別保険料の増額が主なもので、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第39号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額2億6,190万8,000円で、前年度当初と比較しまして1,739万円の減額、6.2%の減少となっておりますが、主に公債費の減額によるものであります。

議案第37号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額9,141万円で前年度当初予算と比較しまして841万9,000円の減額、8.4%の減少となっておりますが、主に維持管理事業費の工事請負費と償還金の減額によるものであります。

議案第38号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、総額1億2,895万4,000円で、前年度当初と比較しまして229万3,000円の増額1.8%の増額となっておりますが、主に空気調和機の工事を行うことによるものであります。

議案第39号平成25年度由布市水道事業会計予算であります。由布市水道事業につきましては、業務予定量で給水戸数8,990戸、年間総給水量322万3,000立方メートル、一日平均給水量8,830立方メートルを予定しております。収益的収入は4億8,751万1,000円、収益的支出は5億1,943万9,000円で、収入額は支出額に対して不足する3,192万8,000円は利益剰余金で補填するものであります。

収益的収入の主なものは、給水収益4億4,106万円、一般加入負担金2,051万6,000円、一般会計補助金1,231万6,000円であります。支出では、維持管理に伴う営業費用として4億3,753万4,000円、営業外費用の企業債利息として53万4,000円、営業外費用の企業債利息として7,890万1,000円が主なものであります。

資本的予算では、資本的収入総額を4億5,854万9,000円とし、主な収入は企業債4億2,000万円、工事負担金1,600万円、一般会計補助金2,204万8,000円であります。資本的支出では請負工事費5億2,765万6,000円と企業債償還金1億5,425万6,000円が主なもので、収入額は支出額に対して不足する、2億4,899万3,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

詳細につきましては、担当部課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（生野 征平君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第2号例月出納検査の結果に関する報告について及び報告第3号定期監査の結果に関する報告について、続けて代表監査委員より報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） それでは、報告第2号につきまして御報告申し上げます。

報告第2号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規

定により、例月出納検査の結果に関する報告を次のとおり提出いたします。平成25年2月27日提出、由布市代表監査委員、土屋誠司。

報告の内容につきましては、1ページから5ページに記載しております、地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成24年11月、12月、平成25年1月の例月出納検査を実施いたしました。検査はそれぞれ11月26日、12月25日、平成25年1月25日にそれぞれ10月末と11月末、12月末の会計管理者及び企業出納員の保管する現金の有り高及び出納状況について検査いたしました。

結果につきましては、毎月とも会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性の検証並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査したところ、その係数は諸帳票の係数と一致しており、適正に処理されていると認められました。1月には、報告書の4ページから5ページに記載のとおり市内9カ所の施設について現金の保管が適正に行われているか、1月15日に現地において実施いたしました。

その結果、いずれの施設においても管理する現金の計数に相違はありませんでしたが、4ページ(1)から(4)に記載した内容について改善を求めました。特に、小松寮については(4)に記載しておりますが、梨の売上料について収穫量及び出荷量等の在庫管理を含めた販売体系の構築と、出納事務の厳格化を求めました。

また、利用料の出納事務につきましては、検討すべき点が見受けられました。利用料の預かり金管理規定と合わせて改善を求めたところでございます。

以上で、第2号の報告を終わります。

続きまして、報告第3号につきまして御報告申し上げます。

報告第3号、定期監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたします。平成25年2月27日提出、由布市代表監査委員、土屋誠司。

地方自治法第199条第4項の規定によりまして、定期監査を実施いたしました。監査の対象は平成24年度由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行についてであります。監査は、湯布院庁舎及び湯布院地域にある部署を対象として平成24年10月19日から11月26日まで、また挾間庁舎及び挾間地域にある部署の対象として、平成24年12月20日から平成25年2月6日までの期間で実施いたしました。

報告につきましては、1ページから3ページまでが湯布院庁舎分、4ページから6ページまでが挾間庁舎分の記載となっております。

監査の方法は、各課から提出された監査資料に基づきまして、所属長及び担当者からの説明聴取や質疑応答を行いまして、加えて帳票等の照合及び証拠書類の確認を行いました。

監査の結果につきましては、事務及び事業ともに適正に管理されていると認められました。ただし、湯布院庁舎での監査では、出勤簿及び旅行命令簿等各帳簿について記載する内容に漏れが確認されましたので、帳簿に係る記載事項には漏れのないよう改善を求めました。挾間庁舎での監査では、各使用料の滞納について収納強化に係る対策を早急に講じるよう要望しました。

また、各課の聴取において特に留意したものについては、湯布院庁舎分を報告書2ページから3ページに、挾間庁舎分を5ページから6ページに記載しておりますので御一読ください。

なお、湯布院庁舎では、庁舎の増築等で、各窓口への経路が迷いやすい状況になっているため、庁舎の見取り図を配置するなどのサービス向上を常に心がけ、市民対応に尽力するよう意見しました。

また、挾間庁舎での監査においては、全国的な経済情勢が不安定な中で、施工業者の人員及び装備等の削減によって事業規模の縮小が顕著でございまして、災害等の復旧を目的に有資格者が現地に派遣されることも相まって、入札不調の例が確認されました。

このように社会情勢が日々変化、変動するため、通常業務の範囲では対応できない案件が生じることは推測できます。

事務執行におきましては、状況に合わせた柔軟な対応に努められるとともに、遺漏のないよう意見しました。

最後に、本年度の定期監査を終えて、総括として、全庁的に専門性及び地域性を勘案した職員の人員配置を要望しました。

特に、地域振興課においては、住民サービスの直接的な窓口であり、よりよいサービス提供に向けた組織の構築を要望しました。また、提供したサービスが不十分なため、かえって市民の不満を生む結果になった例も見受けられました。

地方自治体の目的が住民福祉の向上であることを常に念頭に置き、細心の注意を払った事務の執行に努めていただき、「住み良さ日本一のまち」実現に向け、職員の前進をお願いして、定期監査の報告といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第1号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。それでは、報告第1号の詳細説明を申し上げます。

報告第1号平成24年度由布市土地開発公社補正予算（第1号）及び資金計画変更（第1回）の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の経営状況の変更を説明する書類を次のとおり提出する。平成25年2月27日提出、由布市長。

1、平成24年度由布市土地開発公社補正予算（第1号）。2、平成24年度由布市土地開発公社資金計画変更（第1回）でございます。

次ページをごらんください。まず、平成24年度の由布市土地開発公社補正予算（第1回）の変更についてでございますが、市道向原別府線改良事業の用地取得に伴います長期借入金1,800万円の借入した融資期限5カ年が、平成25年3月30日で満了いたします。道路改良事業の計画が来年度以降、さらに延期となりました。

このことによって、市と公社間で締結いたしております買い戻し費用の期間を再延期が公社理事会で決定いたしました。このため、新たに公社による借入金が必要になったため、今回補正するものでございます。

資本的収入では、長期借入金を、1,800万円を追加し、8,572万2,000円に補正し、資本的支出では、長期借入金返済金を、同じく1,800万円を追加して、8,577万3,000円に補正するものでございます。

また、借入金の限度額も、6,739万9,000円に1,800万円を追加しまして、8,539万9,000円に改めるものでございます。

次ページをごらんください。補正予算の実施計画を説明いたします。

資本的収入の長期借入金の借換え分としまして、補正額の1,800万円を計上し、資本的支出として長期借入金1,800万円を、金融機関への返済金として計上しています。

また、次ページをごらんください。次ページには、補正予算の説明書を添付いたしておりますけれども、同じく1,800万円を長期借入金の収入及び支出として計上をいたしております。

次に、平成24年度の土地開発公社資金計画変更（第1回）でございますけれども、今回の補正によりまして、あわせて資金計画も変更するものでございます。

受入資金では、借入金を1,800万円増額して8,539万8,000円に、支払資金では、借入金返還金を同じく1,800万円増額して8,539万9,000円に、それぞれ変更するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、諮問第1号及び諮問第2号について続けて詳細説明を求めます。  
総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長でございます。諮問第1号及び第2号につきまして詳細説明を行います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。住所、大分県由布市庄内町長野1246番地1。氏名、後藤悟。昭和26年9月30日生まれ、61歳です。

平成25年2月27日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。後藤悟氏の経歴等について記載をしておりますので、御一読をお願いいたします。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。住所、大分県由布市挾間町赤野784番地5。氏名、城内健。昭和24年9月2日生まれ、63歳。平成25年2月27日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。城内健氏の経歴等について記載をしておりますので、御一読をお願いいたします。

どちらの諮問案件につきましても、現在の人権擁護委員の任期が平成25年6月30日をもって満了となりますので、新たに、人権擁護委員として推薦をしたいためでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第1号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） それでは、議案第1号の詳細説明をいたします。議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において、準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由でございますけれども、塚原辺地に係る総合整備計画の市道等の事業内容について変更を行うことによるものでございます。

総合整備計画については、辺地に係る公共的施設を整備する際に、辺地対策事業債を活用していくために必要な計画でございまして、先般、大分県との協議を終えて、今回の提案に至ったところでございます。

今回変更する内容でございますけれども、次ページを御参照ください。今回変更する塚原辺地の計画内容について、記載しています。次のページとあわせて御参照をお願いいたします。

計画書の2項目には、公共施設の整備を必要とする事情を記載しており、（1）には、市道の計画概要を記載しております。この現況の文章の末尾に、このページ4行目を読み上げますけれども、「また、由布岳パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業計画に伴い、アクセス道路である市道、高速側道11、12号線は、現況の道路形態がアクセス道路として適していないことから、地元住民の利便性の向上、地域の活性化、休日時に湯布院インターチェンジを通行する車の混雑の解消等を行うために早急な整備が必要な路線である」を加えて、また、（3）の用水路の計画につきましては、具体的な計画がないことから、今回削除するものでございます。

また、この追加事業に伴いまして、3項の整備計画の事業費一覧に加えた市道、高速側道分の事業費用を追加記載して変更する内容でございます。

簡単に申し上げますと、大分自動車道路の由布岳パーキングエリアにスマートインターチェンジを整備する計画が現在進行中でございます。この計画に伴います、関係する市道を整備するについて、塚原辺地計画に新たに入れるという内容でございます。

次のページを御参照ください。このページには、塚原区域の整備計画の現行と変更後の事業費の一覧表を添付してございます。右欄の変更後の——一番下段でございますけれども——市道、側道の事業費を加えてございます。増額費用は、2億円でございます。

また、その次のページを御参照ください。ここには、変更後の塚原辺地整備計画書、次のページには、変更する路線の地図を添付してございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時とします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、議案第2号から議案第4号まで続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長です。議案第2号、3号、4号について、一括して詳細説明をさせていただきます。

議案第2号由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の改正に伴い、条例の整備を行うものでございます。

次のページをお開きください。条文が第1章から第9章までございますが、朗読は省略いたしまして、内容のみ説明させていただきます。

由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例についてです。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の改正に伴い、条例の整備を行うものでございます。

本条例の制定につきましては、これまで国の省令で定められていた地域指定密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る基準について、市町村が自らの判断と責任により、条例で定めることとされたものでございます。

本市では、利用者の安全性の確保やサービスの質の向上を第1に考え、国の基準を基本とし、県が制定する条例との整合性を踏まえ、運営規定等に定めておかなければならない項目等に、苦情処理に関する事項、虐待防止に関する事項等を、さらに記録の整備、非常災害対策、暴力団の排除等を新たに規定をしております。今後は介護保険法に加え、本条例に基づき、地域密着型サービス事業に対して本市が指定、指導、監査等を行うこととなります。

本条例は、第1章から第9章で構成されております。第1章では、第1条から第4条まで趣旨、定義、申請者の要件、一般原則を規定をしております。

第2章につきましては、指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の基本方針等人員に関する基準で、従業者の人数や管理者を定め、整備に関する基準で、事業を行うために必要な広さや設備備品等を、運営に関する基準で、運営に係る内容、規定、勤務体制を連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例を第5条から第46条まで規定をしております。

以下、サービスの種類ごとに、第2章と同様の流れで規定をしております。

第3章につきましては、夜間対応型訪問介護の基本方針等人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を第47条から61条までで規定をしております。

第4章は、認知症対応型通所介護の基本方針、人員及び設備に関する基準、運営に関する基準を第62条から82条までで規定をしております。

第5章につきましては、小規模多機能型居宅介護の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を第83条から110条までで規定をしております。

第6章につきましては、認知症対応型共同生活介護の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を第111条から130条までで規定をしております。

第7章につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を、第131条から151条までで規定をしております。

第8章につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針等、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を、第152条から192条までで規定をしております。

第9章につきましては、複合型サービスの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を、第193条から205条までで規定をしております。



次に説明する議案第3号にも関係してまいりますが、第2章、第3章、第7章、第8章、第9章の介護サービスには、介護予防サービスはございません。

附則として、施行期日を平成25年4月1日からとしております。

次に、議案第3号について、説明をさせていただきます。

由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別記のように定める。平成25年2月27日、提出。由布市長。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、条例の整備を行うものでございます。

次のページをお開きお願いします。同じく改正条文の朗読を省略し、内容のみ説明させていただきます。

由布市地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例でございまして、介護予防サービスごとに第1章から第4章までで構成をされています。

第1章の第1条から4条までは、総則で趣旨、定義、申請者の要件、一般原則等を規定しております。

第2章につきましては、介護予防認知症対応型通所介護の基本方針、人員及び整備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、第5条から第44条までで規定をしております。

第3章につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、第45条から71条までで規定をしております。

第4章につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、第72条から第91条までで規定をしております。

附則といたしまして、施行期日を平成25年4月1日からとしております。

以上です。

次に、議案第4号につきまして、御説明をさせていただきます。

議案第4号由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。由布市新型インフルエンザ等対策本部条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、由布市対策本

部の設置に関し、必要な事項を定めることによる。

裏面をごらんください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した際に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としております。

市町村に対しても、市町村行動計画の作成、市町村対策本部の設置等の措置を求められております。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の第26条では、都道府県の条例で定める条例委任を規定し、第37条では、都道府県を市町村と読みかえる準用規定となっております。このことを受けて本条例を定めるものでございます。

第1条では趣旨、第2条では組織、第3条では会議、第4条では部の設置、第5条では委任事項を規定をしております。附則として、施行日を規定しております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第5号について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（相馬 尊重君） それでは、議案第5号由布市環境基本条例の制定について詳細説明を行います。

議案第5号由布市環境基本条例の制定について。由布市環境基本条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

次のページをお開きください。各条文の説明に入る前に、これまでの策定経過と条例の構成について、簡単に御説明します。

平成23年12月に、学識経験者、公募委員、関係団体代表者などを含んだ策定委員会を立ち上げました。

委員会では、市内の環境状況を視察を行った上で、委員から環境に対する意見を自由に出し合い、それらの意見をこの条例にどのように反映させていくか検討を重ね、策定していったものです。

本条例は、現代の由布市民、そして未来の子どもたちが、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境の確保を目的としています。そのため、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう、環境の保全及び創造についての基本理念や市民等、事業者、市及び交流者の責務、施策の基本となる事項について定めています。

条例の構成としましては、まず、条例の目的や基本理念を定めた上で、施策の基本方針を定め、次に、さらに具体的な個別の施策についての規定を設けております。

それでは、条例の内容について、御説明いたします。

まず、前文ですけれども、条例策定に当たっての思いを書いています。

由布市の有する豊かな自然環境について述べつつ、それが脅かされていることも指摘し、先人から受け継がれてきた美しい由布市を未来の子どもたちに残すため、市民等、事業者、市、交流者がそれぞれの立場で協力して取り組もうという決意をあらわしています。

次に、第1章では、第1条に本条例の目的、第2条に定義を規定しています。この定義での「市民等」、「事業者」、「交流者」については、住民自治基本条例から引用しております。また、この条例の特徴の1つとして、「風土」という言葉を取り入れています。

環境の保全や創造を行うに当たっては、気象、歴史、文化など地域の特性を考慮することが必要となるため、風土を尊重し、損なわないよう努めることとしております。

次のページをお開きください。

第3条では基本理念を規定し、第4条から第7条では、市民等、事業者、市または由布市では、交流人口が多いことから、交流者についても、それぞれの責務について規定しております。

次のページをお開きください。

第2章の第1節第8条では、市の策定する施策の基本方針について定めています。

基本方針の内容としましては、1に、人の健康や地域の風土等が損なわれない形で環境が保全されること、2、多様な自然環境が保全され、生物多様性が確保されること、3、人と自然の触れ合いが保たれ、地域の景観、歴史的文化的遺産が保全されること、4、資源、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量の促進、5、市民等、事業者、市が交流して取り組める仕組みづくりの推進、6、地球環境保全の推進、7、環境教育学習の推進の7項目となっております。

第2節第9条では、環境基本計画について定めています。環境基本計画では、環境保全に関する具体的な目標、施策の方向と施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとしています。

第3節では、個別の具体的施策について定めています。

第10条では、市及び事業者が事業を行う場合、環境に配慮する必要性を規定し、第11条から第13条では水について、第14条、第15条では、森林について規定しています。

特に水と森林については、条例の策定委員会の中でも関心が高く、議論も深まり、水源涵養や浄化、防災の観点から、立地環境に適した樹種を選定するというような意味で、「適地適木」という言葉なども取り入れています。

次のページをお開きください。

第16条では、由布市の特性的資源である温泉の適正な活用と保全について規定しています。

さらに、第17条では、生物多様性への配慮について規定しています。

第18条から第22条までは、環境保全上の支障を防止する予防措置について規定をしており

ます。

第23条では、資源の循環的利用促進について規定し、第24条では、環境学習の推進について規定をしています。

第25条から次のページの第29条までについては、環境保全及び創造を推進するための仕組みづくりについて規定し、第30条では、地球環境の保全について規定をしています。

次に、第3章第31条、32条では、環境審議会について規定しています。

環境審議会は、環境計画など、環境施策について市長の諮問に応じ、答申を行うこととなります。

第4章第33条と34条では、施策の推進体制の整備と他の行政機関との連携について規定しています。

第35条は委任条項です。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

**○議長（生野 征平君）** 次に、議案第6号から議案第8号まで続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

**○産業建設部長（工藤 敏文君）** 産業建設部長でございます。議案6号から8号までの詳細説明を申し上げます。

議案第6号由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について。由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法改正に伴い、条例の整備を行う。

本条例は、国の地域分権改革推進計画を踏まえました、いわゆる第1次一括法により、道路法の一部が改正され、市道の構造基準については、道路構造令に定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、条例制定するものでございます。

基本的に、参酌基準である政令と同じ内容の基準を条例で定めておりますが、一部、大分県と同様、独自基準がございますので、その条項について御説明をいたします。

次のページの条例をごらんください。

まず、4条の2項でございます。ここでは、車線数の決定の際に、地域路線の状況を考慮して、車線数の決定を可能とするただし書きを追加しております。下の表のすぐ上にその記載がございます。

それから、次のページ、第5条でございますが、第5条の9項、同方向の車線の数が1である第1種、第3種または第4種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加車線を設け

るものとする。

これは、車線数の増より低コストで済むゆずり車線を、第1種道路だけでなく、第3種、第4種まで拡大をしたものでございます。

次に、第7条の路肩幅員でございますが、第4項をごらんください。従来、路肩幅員は、第3種、4種道路については、左の表にございますとおり、50センチあるいは75センチでございましたが、歩行者などの利用状況に応じて、1メートル以上にすることができる条文を追加しております。

それから、ちょっとページを飛ばしまして、第14条になります。

第14条の植樹帯につきましては、沿道に公園や緑地帯といった十分な緑地がある場合などは、設置しないことを認めることとしております。

そのほかにつきましては、基本的に構造令をそのまま適用することといたしております。

なお、条例の施行日は、25年4月1日を予定しております。

次に、議案第7号をお願いいたします。

議案第7号由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

本条例も、第6号議案と同様に、地方分権改革推進計画を踏まえた第1次一括法により、河川法の一部が改正され、市が管理する準用河川の構造の技術的基準については、河川管理施設等構造令を参酌して条例で定めるようになったため、制定するものでございます。裏面をお願いいたします。

条例については、全部で49条で構成されております。

河川管理施設等構造令では、河川管理上必要とされる一般的技術基準を定めていることから、市において特に独自基準は設けておりません。政令と同内容となっております。

なお、条例が適用される由布市の準用河川は、挾間町で3河川、湯布院町で2河川の、計5本の河川となります。

条例の施行日は25年4月1日を予定しております。

次、第8号をお願いいたします。

議案第8号由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由は、同様の法令でございますが、これについては、国の、地域主権戦略大綱を踏まえ

た、いわゆる第2次一括法による水道法の一部が改正され、布設工事監督者が監督業務を行う場合の配置や監督者の資格及び水道技術者の資格については、水道法施行令を参酌して条例で定めることとなったため、制定するものでございます。

次のページをごらんください。

内容を御説明させていただきます。基本的に、水道法施行令の条文を基準として適用しておりますが、それぞれの資格基準におきまして、旧制学校に関する基準がございしますが、その部分については適用がないと考えられますので、その部分を削除しております。

条文につきましては、第2条で水道工事の布設工事監督者を配置する工事の内容について、第3条で布設工事監督者の資格、また、第4条では、水道事業の管理者が必ず設置しなければならないと定められている水道技術管理者の資格に関する条文でございます。

条例の施行日は25年4月1日を予定しております。

以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第9号から議案第14号まで続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長でございます。議案第9号から議案第14号につきまして詳細説明を行います。

まず、議案第9号をお願いいたします。

議案第9号由布市選挙公報の発行に関する条例の制定について。由布市選挙公報の発行に関する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

次ページをごらんください。

本条例につきましては、公職選挙法第172条の2の規定により、由布市議会議員と由布市長の選挙で、候補者の政見等を掲載する選挙公報を発行するためのもので、第1条から第7条で構成されております。また、詳細につきましては、規定で定めるようにしています。

なお、附則で、施行については公布の日ということにしています。

続きまして、議案第10号をお願いいたします。

議案第10号由布市情報公開条例の一部改正について。由布市情報公開条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

次ページをごらんください。今回の改正につきましては、特別会計に関する法律の改正に伴い、国営企業の形態として唯一残っておりました国有林野事業が国営企業でなくなることにより、第7条の語句の整理を行うものでございます。

附則で、施行期日を25年4月1日としています。

続きまして、議案第11号をお願いいたします。

議案第11号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

裏面をごらんください。本条例改正の内容は、市内の社会福祉法人の所轄庁が市へ権限委譲されることから、新たに証明事務が発生することになるため、別表第2の証明手数料に、社会福祉法人関係事務証明1件300円を加えるものであります。

附則で、平成25年4月1日から施行するようにしています。

続きまして、議案第12号をお願いいたします。

議案第12号由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について。由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

10ページをごらんください。今回の改正は、精神疾患を患った職員の休職期間の上限を3年に改めるもので、国、県及び他の自治体と歩調を合わせるものでございます。

附則で、施行期日を25年4月1日からとしています。

続きまして、議案第13号をお願いいたします。

議案第13号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

次ページをごらんください。

本条例の10条の2に規定された障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に題名変更されたことによる改正です。

なお、法律の施行期日が、平成25年4月1日及び平成26年4月1日に分かれていることから、附則におきまして、改正条文第1条を平成25年4月1日、第2条を平成26年4月1日施行としています。

続きまして、議案第14号をお願いいたします。

議案第14号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

次ページをごらんください。

平成18年より行っています、職員の給与の減額をする条例改正で、毎年協議を行いながらやっています。今回、協議が整いましたので提案させていただきました。

内容でございますが、給料表で、7級、8級の管理職については5%、6級の職員については3%、5級以下の職員については2.5%の減額をすることとしています。減額の期間につきま

しては、4月1日から9月30日までとしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第15号及び議案第16号について続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長です。議案第15号、議案第16号について、一括して詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第15号由布市障害者自立支援条例の一部改正について、由布市障害者自立支援条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、平成24年法律第51号による、障害者自立支援法の改正等に伴い、条例の改正等を行うものでございます。裏面をお開きください。

改正案では、障害者自立支援法が障害程度区分認定審査会委員の定数を定めるものとなっているために、題名を規定内容に沿った、由布市障害程度区分認定審査会委員の定数と定める条例に改め、内容整理のために第1条を削り、以下条項を繰り上げ、障害者自立支援法を改正される、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、そのほか擁護の整理を行っております。

附則といたしまして、条例の施行日を平成25年4月1日と規定しています。

次に、議案第16号の説明をさせていただきます。

議案第16号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について、由布市小松寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、平成24年法律第51号による障害者自立支援法の改正等に伴い、条例の改正を行うものでございます。裏面をお開きください。

本条例につきましては、昨年に、障害者自立支援法の施行に伴い、由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の全部改正を行ったところですが、平成25年4月1日から障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び、社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることにより、一部改正を行うものでございます。

第1条中の障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び、社会生活を総合的に支援するための法律に改め、第4条、第1項中施設長を管理者に改めるものでございます。

附則として、本条例の施行日は、平成25年4月1日を予定しています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第17号から議案第24号まで、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第17号から24号までを詳



細説明をいたします。

議案第17号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について。由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する、条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由は、国の農業農村整備事業の改廃等に伴い、由布市営土地改良事業の対象となる事業及び賦課徴収の改正を行う。裏の面をお願いいたします。

本条例は、土地改良法の規定により実施する、由布市営土地改良事業の賦課の徴収について規定しておりますが、今回の一部改正につきましては、従来事業で国が見直しや廃止した事業を削除し、新たに要項が制定された事業名へ改めるとともに、平成25年度より新たに着手する事業を加えたものでございます。

第2条中1号を、農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に、第2号を地域農業水利施設ストックマネジメント事業に改め、第5号の農地有効利用支援整備事業は削除いたします。

第2号の地域農業水利施設ストックマネジメント事業については、平成25年度から着手を予定している事業でございます。

次のページに、新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

条例施行日は、25年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第18号由布市道路占用料徴収条例の一部改正について。由布市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由、平成24年政令第294号による道路法施行令の改正に伴い、条例の改正を行う。裏面をごらんください。

条例改正の内容につきましては、平成24年12月に道路法施行令が一部改正されまして、道路の占用許可に係る工作物、物件または施設として新たに太陽光発電等が追加されたために改正するものでございます。

道路法施行令第7条において、第2号として、太陽光発電設備、風力発電設備が、第3号として津波からの一時的な避難場所の機能を有する施設が加えられたため、それに伴い2号ずつ号が繰り下げられておりまして、占用料を変更するものではございません。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、条例の施行日は、25年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第19号由布市市営住宅条例の一部改正について、由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由につきましては、先ほど6号、7号、8号の提案理由と同様でございまして、住宅条例については、地方分権改革推進計画を踏まえた第1次一括法により、公営住宅法の一部が改正

され、市営住宅の整備基準については、省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったことにより、制定するものでございます。

公営住宅等の整備基準の省令では、市営住宅が備えるべき一定水準以上の品質と性能を規定しており、由布市においても、この参酌条例と同等とすることが適当であると判断し、これとほぼ同内容の整備基準としておりますが、裏面をお願いしたいと思います。一部、整備基準に付け加えた条項がございますので、御説明申し上げます。

第3条の2、市営住宅共同施設の整備基準でございますが、3号で、高齢者、障がい者に配慮した住宅の整備をすること、また、第5号では、県産財の利用活用に配慮すること、第7号では、街並みやまちづくりに配慮した整備を行うことなどが、付け加えられております。

次に、第3条の3の市営住宅の整備基準では、次のページの第11号で規定しておりますが、必要に応じて子育てに配慮した住宅の整備を行うことなどを規定しております。

その次のページになりますが、第6条につきましては、福島復興再生特別措置法により、入居資格の特例が設けられたことによる条文の改正を行っております。新旧対照表を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

同様に条例の施行日は、25年4月1日を予定しております。

続いて、第20号について御説明を申し上げます。

議案第20号由布市都市公園条例の一部改正について、由布市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

この条例の改正につきましては、地域主権戦略大綱、いわゆる国の2次一括法により都市公園法が改正され、都市公園における都市公園の配置、規模基準や公園施設の設置基準については、都市公園施行令を参酌して条例で定めることとなったこと、また、同様に都市公園施設につきましても移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準いわゆるバリアフリー化の構造基準でございますが、この基準を参酌して条例で定めることとなったことにより、一部改正するものでございます。

国の基準は、都市公園の多様な機能を発揮する上で、必要かつ十分なものでございますので、基本的に政令基準どおりに規定しておりますが、一部独自基準としている部分がございますので、その部分を中心に御説明いたします。裏面をお願いいたします。

まず、第4条でございますが、住民1人当たりの敷地面積の基準を定めておりますが、由布市の現在の状況などを考慮しまして、3平方メートル以上とすることとしております。

また、第5条は、都市公園の配置及び規模の基準を規定しておりますが、第5条1項1号で、街区公園の平準規模基準が国の都市公園施行令では、0.25ヘクタールとなっておりますが、由布市では0.1ヘクタールを標準とすることといたしました。

次のページの第6条の建築面積の基準は、施行令をそのまま適用しております。

また、移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準につきましては、第7条、第8条に規定しておりますが、これについて特に独自基準はございません。省令と同じ内容の基準を条例化しております。詳細な基準につきましては、次のページの別表第2に、それぞれの施設における基準を定めております。

その他の条については、新たな条の挿入に伴い、条ずれにより改められるものでございます。新旧対象表を添付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

なお、附則で条例施行日は、25年4月1日としております。

次に、21号から24号までの市道路線の認定議案について詳細説明を申し上げます。

議案第21号市道路線（上屋敷城線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条、2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、上屋敷城線、起点、由布市湯布院町川南174番1地先、終点、由布市湯布院町川南220番2地先。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由は、市道認定の請願採択があった里道を市道として管理することによる。裏面の位置図をごらんください。

平成24年第3回定例会で請願採択のあった路線で、延長は638.6メートルでございます。続きまして、議案第22号市道路線（七里山線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、七里山線、起点、由布市庄内町野畑989番地先、終点、由布市庄内町野畑963番1地先。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由は、第21号議案と同様でございます。裏面をごらんください。位置図でございます。平成24年第3回定例会で請願採択のあった路線で、延長は266.9メートルです。

次に議案第23号市道路線（望み台1号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条2項の規定により議会より議決を求める。

路線名、望み台1号線、起点、由布市挾間町赤野362番4地先、終点、由布市挾間町赤野363番2地先。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由は、寄附された公衆用道路を市道として管理することによる。裏面位置図をお開きください。

本路線は、延長112.6メートルです。開発事業の完了に伴い、道路が市に寄附され、市の管理に属するものとなったため、市道として管理するものでございます。

続きまして、議案第24号市道路線（下島線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、下島線、起点、由布市挾間町下市778番1地先、終点、由布市挾間町下市754番2地先。平成25年2月27日提出、由布市長。

提案理由は、前号と同様の理由でございます。裏面位置図をお開きください。

本路線は、延長182.7メートルです。開発事業の完了に伴い道路が市に寄附され、市の管理に属するものとなったため、市道として管理するものでございます。

以上で、17号から24号までの議案についての詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第25号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長でございます。議案第25号につきまして詳細説明を行います。

議案第25号由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、証明書等の交付等に係る事務を別記の規約により玖珠町との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月27日提出、由布市長。

本案につきましては、行政の発行します証明書等を、これまで大分市初め13市町との間で規約により相互に事務委託を行っておりますが、さらに、平成25年8月1日から、玖珠町と相互に委託を行おうとするものです。次ページに規約を掲載しています。よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩いたします。再開は、14時とします。

午後1時47分休憩

.....  
午後2時01分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、議案第26号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。御説明の前に予算書関係でチェックの不手際があり、大変御迷惑をおかけしました。おわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、予算書に従いまして詳細説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんください。あわせて事前にお配りしております、平成24年度3月補正予算の概要も一緒に御参照ください。

議案第26号平成24年度由布市一般会計補正予算（第6号）、平成24年度由布市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億4,840万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ165億9,039万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。平成25年2月27日提出、由布市長。それでは、次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上をしております。今回の補正は、年度末を控えての調整が主なものになっています。

次に、5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正です。追加の6款農林水産業費1項農業費の農業用排水路整備事業以下、23の事業をお願いしています。

それぞれの繰越理由については、補正予算概要書に掲載しております。変更の市道小野屋櫟木線改良事業は、この工事を委託しております国土交通省の入札において不落札となり、工事着手が遅れているため、これに伴う工事負担の予算を繰り越すものです。補正後の金額は、6,290万8,000円です。

次に、右側ページの第3表地方債補正ですが、今回補正は、変更のみで15の事業です。事業費の確定等によるものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。補正予算事項別明細書です。歳入のうち一般財源の歳入について御説明いたします。なお、歳出が伴う特定財源については、歳出のところで御説明いたします。

1款市税です。1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税については、決算見込みによる滞納繰越分の増額です。4項たばこ税についても、決算見込みによる増額をしております。7項の入湯税は、雷雨豪雨による被災の影響で減額となっております。

2款地方譲与税から、14ページ9款国有提供施設等所在市町村助成交付金までは、県からの通知額による補正です。

14ページをお願いします。11款地方交付税は、今回の国の平成24年度補正予算で、普通交付税1,577万7,000円の追加措置がありましたので、その分を計上しております。

次に、20ページをお願いいたします。19款繰入金は、財政調整基金からの繰入金を2億419万8,000円減額しております。これは、24年度中に取り崩す措置をしておりました予算の全額を繰り戻すものです。

次に、22ページをお願いします。21款諸収入5項雑入3目過年度収入の3節民生費過年度収入の児童福祉費分3,950万7,000円は、23年度の保育所運営費等の国・県からの負担金の精算金です。

また、障がい者福祉分322万5,000円は、同じく23年度の障害者自立支援給付費等の

国・県負担金の精算分です。

それでは、24ページをお願いします。

歳出になります。事業費の確定、実績見込みにより減額を主に行っております。

また、人件費の2節給料から4節共済費については、育児休職者、それから中途退職者の分を減額しております。

これに加え4節共済費は、年金拠出金に伴う調整分も減額しております。

また、時間外手当については、年度末を控え、業務遂行の上でどうしても必要になるものを計上しています。説明については、増額を主に行います。

なお、事業別説明の財源内訳欄の詳細は、補正予算概要書に掲載しておりますので、御参照ください。

26ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費4ふるさとふれあい交流施設の需要費修繕料47万1,000円は、ほのぼの温泉の温泉設備の修理です。

36ページをお願いします。中段の3款民生費1項社会福祉費3目障がい者福祉費3の自立支援事業費19節負担金補助及び交付金の減額5,098万2,000円は、療養介護医療費負担金の実績見込みによるものです。特定財源の国庫と県支出金も減額となっております。

20節の扶助費の補装具給付費148万6,000円は、申請増により事業費が見込みを上回ったことによるものです。特定財源の国庫と県支出金をあてています。

23節償還利子及び割引料の過年度精算国庫返納金264万8,000円は、23年度障害者医療費国庫負担金の返納分です。

次に、40ページをお願いします。中段の2項児童福祉費2目子育て支援費1の保育所活動推進事業費の20節扶助費2,428万8,000円は、実績見込みによるものです。財源として国庫県支出金をあてています。

46ページをお願いします。下段の4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費1の清掃総務費、19節負担金補助及び交付金の減額2,690万7,000円は、由布大分環境衛生組合の負担金の減額によるものです。

次に、48ページをお願いします。中段の2目塵芥処理費1の塵芥処理費の19節負担金補助及び交付金の地元交付金100万円ですが、塚原にあります廃棄物一時保管所の用地使用料について、協議が整いましたので、平成24年度から5年分の使用料の追加分を計上しております。

次に、52ページをお願いいたします。下段の農林水産業費1項農業費5目農地費、右ページの一番下のところになります、2の農地費県営事業の19節負担金補助及び交付金1,860万3,000円は、国の補正予算により、事業費が増額したことによるものです。内容は、県営事業の負担金で、中山間地域総合整備事業分が1,444万3,000円、農道保全対策事業分が

450万円、ため池等整備事業調査費分が120万円となっています。これは負担金なので、総事業費としては、1億2,678万2,000円の事業の増加となっています。

次に、54ページをお願いします。下段のところで7款商工費1項商工費2目商工振興費1の商工振興事業費77万9,000円は、中小企業者利子補給補助金の実績額の確定による補正です。

56ページをお願いします。下段の8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費は、大きく減額となっております。減額の主なものとしては、国交省補助事業以下それぞれの事業調整によるものです。

一方、59ページの6の道路ストック総点検事業1,100万円につきましては、国の補正予算によるもので、トンネル等の点検調査事業費です。この調査による計画書を作成しておかなければ、今後の国の補助事業に乗らないようになっていきます。この時期の補正ですので、あわせて繰越明許費をお願いしております。財源としては、補助率2分の1の国庫補助金をあてています。

68ページをお願いします。10款教育費2項小学校費4目学校建設費1の小学校施設耐震補強事業費、減額の4,523万6,000円は、挾間小学校と阿南小学校の耐震事業の事業費確定による減です。

次に、74ページをお願いします。下段の13款の諸支出金3項基金費1目基金費1の財政調整基金費は、積立金3,403万3,000円を計上しております。この予算措置による年度末現在高は、27億2,959万7,000円となります。

その下の、2のみらいふるさと基金費196万円と3のまちづくり支援自動販売機基金費30万円は、歳入に計上しています指定寄付に伴う積み立てです。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第27号から議案第29号まで続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長でございます。

議案第27号、28号、29号について、一括して詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第27号でございますが、平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成24年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,088万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,586万4,000円とする。

第2項歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成25年2月27日提出、由布市長。

3ページをお開きください。事項別明細書の総括に基づいて主なもののみ説明をさせていただきます。

まず、歳入の増減につきましては、主に国・県の交付申請及び交付決定通知に基づくものでございます。

5款の国庫支出金40億4,043万1,000円の減額は、療養給付費及び介護給付費負担金の変更による減額と、過年度療養給付費等負担金の追加交付が主なものでございます。

7款前期高齢者交付金9,446万8,000円の増額は、前期高齢者交付金の確定に伴う追加交付が主なものでございます。

10款の共同事業交付金1億76万8,000円の減額は、国保連合会が事務調整を行う高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金が確定し補正するものでございます。

13款の繰入金2,603万1,000円の減額は、保険事業費及び基金繰入金を補正するものでございます。

次のページ、4ページをお開きください。歳出でございますが、2款保険給付費の5,959万6,000円の減額は、主に一般被保険者及び退職被保険者の医療費の減額に伴い、療養給付費の見込み額を計上しております。

7款共同事業拠出金8,642万4,000円の減額は、歳入でご説明いたしました、高額医療費及び保険財政共同安定化事業拠出金が確定したために、補正をするものでございます。

9款基金積立金8,174万2,000円につきましては、特別調整交付金及び過年度療養費負担金の追加交付を計上させていただいております。

以上でございます。

次に、議案第28号について説明をさせていただきます。

議案第28号平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成24年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,061万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,863万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成25年2月27日提出、由布市長。

事項別明細6、7ページをお開きください。歳入でございますが、1款保険料1項介護保険料につきましては、介護保険料の収納見込みにより、13万円の減額を補正計上しています。

6ページの3款国庫支出金から、6ページこのページ下段の一般会計繰入金まで、総額4,414万7,000円の増額補正につきましては、歳出保険給付費の増加見込み額により、それぞれの負担割り合いに応じて補正計上させていただいております。



次のページをお願いいたします。繰入金でございますが、7款の保険料不足を補うために、介護給付費準備基金より繰り入れるものでございます。

9款の諸収入については、第三者納付金16万4,000円を増額補正させていただいております。

次に、10ページをお開きください。歳出でございますが、2款保険給付費につきましては、次のページの高額介護サービス等費まで、保険給付費の実績見込みにより、増額補正を計上させていただいております。

次に、12ページをお開きください。6款公債費の301万5,000円の減額となっておりますが、平成23年度に貸し付けを受けた財政安定化基金の償還金です。償還金の請求が確定したことにより、減額補正を計上させていただいております。

以上でございます。

次に、議案第29号について説明をさせていただきます。

議案第29号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成24年度由布市の後期高齢者医療特別改正補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億680万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成25年2月27日提出、由布市長。

事項別明細書6ページをお開きください。歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料ですが、実績見込みにより特別徴収分を2,763万円の減額、普通徴収分を3,023万2,000円を増額補正をしております。

3款繰入金435万3,000円につきましては、事務費及び保険基盤安定基金金額が確定したことにより、減額補正を計上しております。

次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1款徴収費につきましては、実績見込みにより50万5,000円を減額補正、2款の後期高齢者医療広域連合納付金124万8,000円につきましては、歳入の保険料及び保険安定繰入金の決定に伴い減額補正をしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第30号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長です。議案第30号について、詳細説明を申し上げます。

議案第30号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成24年度由

布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,110万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成25年2月27日提出、由布市長。

3ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございますが、簡易水道事業債の対象としております庄内簡水の中央監視制御設備の更新工事の事業費の減額により、限度額を7,030万円から6,120万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、事項別明細書で御説明したいと思いますので、7ページをお願いいたします。歳入でございますが、6款雑収入2項雑入1目雑入、これにつきましては、市道迫線の排水管の移設工事に伴う県の補償費で478万9,000円の増額でございます。

次に、7款市債1項市債1目簡易水道事業債は、先ほど説明しましたが、910万円の減額でございます。地方債補正で御説明したとおりでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款水道費1項簡易水道費1目総務管理費、130万9,000円の減額でございます。これは、13節委託料で庄内葦草簡水の統合に伴う変更認可申請書作成業務の入札による減額でございます。

最後の11ページは、簡易水道事業債に関する調書を掲載しておりますが、当該年度末現在高見込み額は、7億3,085万7,000円でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第31号について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（相馬 尊重君） それでは、議案第31号の詳細説明を行います。議案第31号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、平成24年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,970万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成25年2月27日提出、由布市長。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。事項別明細の歳出のほうから御説明申し上げます。1款1項2目維持管理事業費15節工事請負費でございます。この工事は、県が施工します基幹農道整備事業長宝2期地区工事の一部工事内容の変更と入札による減額により200万

円を減額するものでございます。

1つ前の6ページ、7ページをお開きください。工事費の減額によりまして、歳入において、4款繰入金の1項一般会計繰入金ですけれども、これは工事の消費税分を一般会計から繰り入れておりましたので、18万8,000円減額し、さらに6款諸収入2項の雑入の1目雑入ですけれども、ここに県の負担金を雑入として処理しておりましたので、工事費の確定により181万2,000円を減額されるものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第32号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。御説明申し上げます。予算書の説明に入る前に、新年度予算の概要を御説明いたします。お配りしております平成25年度由布市予算の概要をごらんください。それでは、1ページをお開きください。会計別集計表です。一般会計は、前年度当初に比べまして、10億2,121万7,000円の増額、率にして6.2%の増となっております。特別会計、事業会計の会計数は前年とおりで。

次に、2ページをお開きください。一般会計歳入です。歳入を款別に整理し、前年度と比較したものです。右ページは、一般会計の歳出について、目的別と性質別に整理し、前年度と比較したものです。

平成25年度当初予算は、予算規模が大きくなっておりますが、目的別で見ますと、中学校施設整備や消防本部庁舎整備等の公共施設整備の関係から、総務費、消防費、教育費が大きく増額となっております。

次に、4ページをお願いいたします。繰出金の状況です。一般会計で計上しています特別会計等への繰出額と補助額を基準内、基準外で整理し、前年度と比較したものです。

右側の5ページから継続重点枠については、22年度から取り組んでいます5つの重点施策別に事業内容をまとめています。表の右側の評価表ページ欄は別冊でお配りしております事務事業評価表の該当ページを表記しております。

なお、中段の教育資質の向上対策のうち、中学校英語教育推進事業は、前年度までは補助事業の関係から、経済対策に措置していましたが、平成25年度はここに変更しております。

また、少し下の幼・保・小連携推進事業は、いつも補正で計上しておりましたが、25年度は、当初予算で措置しましたので、この枠に加えています。

次に、6ページをお願いいたします。子育て支援策のところの保育所活動推進事業の中で、新規事業として病児・病後児の関係予算と保育環境整備で保育園への施設整備に対する補助金を措置しています。

その少し下の子ども子育て支援計画策定事業も、新規事業となっております。

次に、9ページをお願いします。特別重点枠です。現下の政策課題に対応すべく平成25年度に設けた重点枠で、健康立市推進に6事業、防災減災対策に1事業、農業振興・農業所得向上対策に2事業、次ページの緊急経済対策に緊急経済活性化対策と地域内雇用創出対策からなる事業を措置しております。

次に、11ページをお願いします。主な事業です。継続、特別の重点事業以外のその他で新規に実施するもの、額の大きいものなどを特徴的な事業をまとめています。前年度補正からのものを含めた新規事業の主なものは、表にとって由布川地域都市再生整備事業、庁舎建設事業、畜産経営支援事業、公営住宅整備促進事業、総合相談窓口事業、不妊・不育症治療費助成事業。

次ページの環境条例等策定事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、幼稚園施設整備事業、消防本庁舎建設事業となっております。

次に、右のページでございますが、ここでは総合計画の7つの施策別に予算額を集計しております。

次に、14ページをお願いします。工事請負費の明細です。左端のページ欄は予算書の該当ページです。16ページをお願いいたします。ここからは、設計、測量調査、工事管理の明細です。工事の表と同様に予算書の該当ページを掲載しています。

次に、18ページをお願いします。地方債の目的別内訳です。予算書の第3表の地方債を項目別にまとめた表です。右側の19ページからは、予算書歳出の事業別説明欄の中にあります財源内訳の明細となっております。表の左のページ欄は予算書の該当ページを表記しています。なお、今回から特別会計も一緒に掲載しております。34ページから特別会計となっております。

次に、43ページをお願いします。目的税の入湯税の充当状況です。

次の44ページからは、各部局長に通知しました平成25年度の予算編成方針です。

それでは続きまして、予算書のほうを説明いたします。黒の背表紙がついたものです。準備をお願いします。

議案第32号平成25年度由布市一般会計予算、平成25年度由布市の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174億770万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による。

第3条、地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。平成25年2月27日提出、由布市長。

それでは、5ページをお願いします。第2表継続費です。継続事業は、10款教育費3項中学校費、挟間中学校施設整備事業です。総額13億7,580万9,000円、年割額は平成25年度6億835万円、平成26年度7億6,745万9,000円です。

次に、右ページの第3表債務負担行為です。これは環境基本計画策定業務委託を平成25年度から2カ年契約で実施するために措置するものです。平成26年度分の限度額1,000万円を計上しています。

次に、7、8ページをごらんください。第4表地方債です。臨時財政対策債と30の事業に起債するようにしています。限度額合計は、28億9,350万円です。

次に、12ページをお願いします。事項別明細書です。ここから歳入歳出の明細を説明しますが、目単位で前年度と比較して増減の大きなものについて御説明します。

それでは、まず歳入からです。1款市税1項市民税1目個人税は、1,172万6,000円の増額です。年少扶養控除の廃止等による増収を見込んでおります。

2項の固定資産税1目固定資産税は、3,800万円の増額です。新築家屋等の影響による増収を見込んでいます。

4項のたばこ消費税は、3,736万1,000円の増額です。税率の変更による増収を見込んでいます。

次に、16ページをお願いします。中段の6款地方消費税交付金は、減額の2,354万8,000円です。県からの通知額に基づいて計上しております。

次に、18ページをお願いします。上段の11款地方交付税は、減額の7,374万1,000円です。普通交付税の減額要因とされています給与費削減の影響額や公債費等の増額要因による額を加減して算出した見込み額を計上しております。

次に、22ページをお願いします。下段の15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、増額8,610万円となっています。これは、本年度、米軍訓練が予定されている関係から特定防衛施設周辺整備事業補助金を4,710万円増額していますことと、また新規で、都

市再生整備計画事業費補助金3,900万円を計上したためです。

24ページをお願いします。上段の4目土木費国庫補助金は、減額の4,252万5,000円です。1の道路改良事業費補助金の社会資本整備総合補助金が5,170万円の減額になったためです。

次に26ページをお願いします。16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金1億5,222万8,000円と大きな増額となっています。これは、新規に2節の高齢者福祉補助金の介護基盤緊急整備事業費補助金と4節の保育所緊急整備事業費補助金を計上したためです。

4目労働費県補助金の減額は、前年度で緊急雇用対応事業臨時特例交付金が終了したためです。

28ページをお願いします。3項県支出金1目総務費県委託金は、5節選挙費委託金で、参議院選挙の経費を計上したことによるものです。2,208万1,000円の増額となっています。

次に、30ページをお願いします。下段の19款繰入金1項繰入金1目繰入金は、減額の1億1,707万7,000円です。財政調整基金の取り崩しの減によるものです。

次に、34ページをお願いします。下段の22款市債1項市債1目総務債は、増額1億3,550万円です。臨時財政対策債の増額は5,180万円、それから2件の新規事業の計上によるものです。

2目土木債は、総額7,930万円です。

36ページをお願いします。3目消防債は、増額の2億9,190万円です。新規事業の消防庁舎建設事業等によるものです。

4目教育債は、4億7,440万円と大きく増額しています。これは、中学校改築で、同一年度に湯布院中学と挾間中学校の事業実施が重なったためです。

続きまして、38ページをお願いします。ここから歳出になります。なお、本年度予算から右ページ、事業別説明欄のところの区分の事業単位を総合計画、事務事業評価の事業単位と同一にして、事業名も統一しております。このため、前年度と比べ、事業名称が変更になったり、事業が細分化されたところがありますが、見やすくしたためです。御了承をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。説明の仕方としては、目単位で前年度比較において、増減額の大きなものについて説明します。

1款議会費1項議会費1目議会費は、減額の1,160万7,000円です。1の議会費の議員共済費が掛金の率に変更になり減額となっています。

48ページをお願いします。中段の2款総務費1項総務管理費2目文書広報費は、減額の2,210万円です。県の緊急雇用の補助を受けOBSラジオに委託して実施していました「ゆふばん」の事業が24年度で終了することによるものです。

次に50ページをお願いします。下段の5目財産管理費です。3,520万2,000円の増額

です。

次ページの右側、53ページに掲載しています新規の庁舎建設事業2,996万円計上によるものです。設計費と用地取得に伴う経費を計上しております。

次に、64ページをお願いします。下段の9目地域振興費です。1億4,230万4,000円の増額となっています。これは、67ページの中ほどにあります5の湯布院地域づくり推進事業の防衛交付金事業費6,876万3,000円と69ページの12の由布川地域都市再生整備事業9,764万7,000円の計上によるものです。

次に、84ページをお願いします。4項選挙費については、平成25年度に予定されています参議院議員選挙、由布市の市長、市議会議員選挙の経費を計上しています。

次に、92ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の減額2,485万5,000円は、湯布院の旧福祉センター解体工事等の減によるものです。

次に、100ページをお願いします。4目国民健康保険事務費は、減額の1億752万8,000円です。国保特別会計への繰出金の減額によるものです。

次ページの102ページをお願いします。6目介護保険事務費は、3,587万1,000円の増額です。2の介護基盤整備事業で養護老人ホーム施設整備に対する事業費補助金5,000万円を計上したことによるものです。

次に、106ページをお願いします。2項児童福祉費2目子育て支援費は、増額の1億9,007万5,000円です。1の保育所活動推進事業で、保育園への施設整備補助金1億7,164万9,000円を計上したことと、保育所運営費の増額によるものです。

110ページをお願いします。3項生活保護費1目生活保護総務費は、減額の2,323万4,000円です。2の生活保護適正化実施推進事業のシステム導入業務が前年度で終了したためです。

次に、112ページをお願いします。2目扶助費の増額1,680万9,000円は医療扶助費の増額によるものです。

続きまして、118ページをお願いします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、2,872万1,000円の増額となっています。新規事業の2の健康立市推進事業451万3,000円、4の総合相談窓口事業1,081万9,000円を計上したことと、9の給与管理費の増額によるものです。

次に、136ページをお願いします。3項上水道費1目上水道費は、減額の4,319万5,000円です。上水道会計と簡易水道会計の繰出金減額によるものです。下段の6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、減額の1,025万6,000円、4の農地制度実施円滑化事業で前年度実施した農地管理システム管理業務が終了したことと、給与管理費の減額による

ものです。

140ページをお願いします。下段の3目農業振興費です。6,703万1,000円の増額となっています。これは、143ページの4の就農支援事業が1,560万9,000円、145ページの8中山間地域直接支払対策事業が1,111万1,000円、13の農地・水環境保全向上対策事業が3,329万1,000円。それから、147ページの14の地産地消推進事業1,991万1,000円が、それぞれ増額したことによるものです。

次に、146ページです。中段の4目畜産業費の減額3,742万3,000円は、前年度実施の畜産施設整備事業が皆減したことによるものです。

次に、148ページをお願いします。下段の5目農地費ですが、7,111万2,000円の増額となっています。これは、151ページの3県営基盤整備事業が大きく増額になったためです。前年度に比べ、9,530万円の増額となっています。特に、県営地域用水環境整備事業負担金、県営農村振興総合整備事業負担金の増によるものです。

下段の2項林業費1目林業振興費は、減額の3,159万9,000円となっています。153ページの4鳥獣被害防止特別対策事業が前年度に重点実施した関係から、本年度は減額となっています。

次に、160ページをお願いします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、減額の1,426万5,000円です。スマートインターチェンジ整備計画業務等の終了による1の土木総務費の減と、3の給与管理費の減によるものです。

162ページをお願いします。2項道路橋梁費1目道路維持費は減額の3,387万4,000円となっています。

次に、164ページをお願いします。2目の道路新設改良費は増額の2,425万4,000円となっています。5地域内道路整備事業単独分を増額しております。

次に、170ページをお願いします。下段の4項都市計画費4目公園費は減額の3,513万4,000円です。2の都市公園等整備事業で前年度から計画的に進めています挾間多目的公園整備の事業費の関係によるものです。

次に、174ページをお願いします。9款消防費1項消防費1目常備消防費です。大きく2億7,024万1,000円の増額となっています。これは、177ページに消防庁舎建設事業を新規で3億1,085万1,000円を計上しているためです。内容は、用地費、用地造成工事費、設計費等を措置しています。

次に、178ページをお願いします。2目非常備消防費です。増額の1,964万3,000円となっています。増の要因としては、18節の備品購入費で、湯布院2分団、一部の消防ポンプ車を計上しているためです。下の3目災害対策費は増額の4,718万3,000円は、



181ページの3災害対策環境整備事業によるものです。新規事業で、ラジオでの災害情報を伝達するため、中継局設置工事を措置しているためです。

次に、182ページをお願いします。10款教育費1項教育総務費2目事務局費です。減額の6,204万6,000円となっています。前年度措置した教育奨学資金貸付基金繰出の2,000万と学校施設整備事業費が25年度はないためです。

次に、198ページをお願いします。2項小学校費4目学校建設費です。減額5億1,047万5,000円となっています。前年度措置した挾間小学校と阿南小学校の耐震補強事業が終了したためです。なお、新規としては、耐震化整備計画により由布川小学校体育館、耐震補強工事6,000万円などを計上しています。

次に、206ページをお願いします。下段のところ、3項中学校費4目学校建設費です。大きく増額となっています。これは湯布院中学校の2年目の事業と、新規に着手します挾間中学の建設費用を計上しているためです。挾間中学に関しては、25年度から来年度までの継続費の予算をお願いしているところです。

次に、216ページをお願いします。下段のところの4項幼稚園費4目幼稚園建設費です。2,142万3,000円の増額となっています。これは挾間幼稚園の施設用地購入の経費を計上しているためです。

次に、240ページをお願いします。中ほどの7項保健体育費2目体育施設費です。6,449万1,000円の増額となっています。これは、243ページの2B&G海洋施設管理事業が、前年は目で設置していましたが、25年度からは目は廃目にして、ここで計上するようになりました。

また、245ページ4スポーツ施設整備事業でスポーツセンター耐震補強工事、以下3施設の工事を計上したためです。

250ページをお願いします。14款予備費1項予備費1目予備費です。前年度の災害対応の経験を踏まえて、1,500万円を増額し3,000万円としております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） ここで、暫時休憩します。再開は、15時20分とします。

午後3時08分休憩

.....

午後3時21分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。次に、議案第33号から議案第35号まで続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長です。議案第33号、34号、35号に

ついて一括して詳細説明をさせていただきます。

議案第33号平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算、平成25年度由布市の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ41億7,389万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳入歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。平成25年2月27日提出、由布市長。

5ページをお開きください。5ページ、6ページの事項別明細書の総括で御説明をさせていただきます。主なもののみ説明をいたします。

まず、5ページの歳入でございますが、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金については、一般会計並びに基金からの繰入金でございます。国、県支出金については負担割合がそれぞれ定められております。

国庫支出金の療養給付費負担金では、歳入予算項目である保険給付費の一般被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費、後期高齢者支援金、高額納付金などの合算額に国庫負担分32%を乗じて算出し、財政調整交付金については国庫分9%、県費分9%を乗じて算出した額を、それぞれの歳入見込み額として計上いたしております。

1款の国民健康保険税は、被保険者数の減少や前年度決算見込みを考慮し、6億6,273万円を予算計上させていただいております。

次のページをお開きください。歳出でございますが、予算科目は事務経費に当たる総務費と保険給付費並びに後期高齢者医療制度の支援金、介護保険制度への納付金、一定額以上の医療費を県内市町村の拠出で補うための共同事業拠出金及び特定健診審査などを実施するための保健事業費で構成されております。

2款の保険給付費28億9,414万4,000円、3款後期高齢者支援金4億6,576万8,000円、6款の介護給付費2億425万5,000円、7款の共同事業拠出金5億726万2,000円、8款の保健事業費6,882万3,000円が主なものでございます。

20ページをお開きください。2款の保険給付費は一般被保険者分と退職被保険者分に区分され、一般被保険者分の合計が22億7,657万5,000円、22ページの退職分合計額が2億

3,328万円となっております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費及び22ページの2目退職者被保険者等療養給付費については、平成24年度1人当たり費用額の実績見込みから、一般被保険者分5%、退職被保険者分等5%の伸びをそれぞれ見込んでおり、25年度1人費用額を一般被保険者分37万8,330円、退職被保険者分等が36万532円として由布市の保険者負担額に当たる給付費を算定しております。

次に36ページをお開きください。8款の保健事業費1項1目特定健診審査等事業費に5,197万9,000円を計上しております。前年に比べ348万4,000円減額しておりますが、これは特定健診事業の事務的経費の見直しを行ったものでございます。また、平成25年度から特定健診等第2期実施計画に基づく健診の受診促進に努めておりまして、本年度は特定健診受診率65%、特定保健指導率45%を目標に各事業を実施する予定にしております。

前後いたしますが、上の7款共同事業拠出金5億726万2,000円につきましては、拠出金につきましては80万円、2項の保険財政共同安定化事業拠出金については30万円を超える医療費の実績と、被保険者数に応じて国保連合会が拠出金額を算定したものでございます。なお、この拠出金は各市町村が共同で出資するものであり、歳入予算科目10款の共同事業交付金として各市町村に財源配分されるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第34号を詳細説明をさせていただきます。

議案第34号平成25年度由布市介護保険特別会計予算。平成25年度由布市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ38億3,741万5,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円とする。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の流用。平成25年2月27日提出、由布市長。

3ページをお開きください。3ページ、4ページの事項別明細書の総括で、主なもののみを御説明をさせていただきます。

介護保険事業の歳出予算科目は、事務経費に当たる総務費と、保険給付費並びに地域支援事業

を実施するための事業で構成されております。歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入でございまして、制度に基づいて負担割合がそれぞれ定められております。

保険給付費の負担率は、国庫支出金では施設分が15%、その他分が20%、調整交付金については8.57%、支払基金交付金では施設分が29%、その他分が29%、県支出金については施設分が17.5%、その他分が12.5%、一般会計繰入金は12.5%となっております。この負担率を保険給付費の36億8,430万5,000円に乗じて算出した額を、それぞれ歳入見込み額として計上させていただいております。

また、4ページの地域支援事業費8,509万2,000円につきましては、介護予防事業分2,265万1,000円、2項の包括的支援事業・任意事業費6,244万1,000円となっておりまして、負担率が国庫支出金では、介護予防分が25%、包括的支援・任意事業分が39.5%、支払基金交付金介護予防分が29%、県支出金の介護予防分12.5%、包括的支援・任意事業分が19.5%、一般会計からの繰入金の介護予防分が12.5%、包括的支援・任意事業分が19.75%となっております。この負担率を地域支援事業費に乗じて算出した額を、それぞれ見込み額として計上をしております。

4ページをお開きください。歳出につきましては、第5期介護保険事業計画に基づいた計画値でありまして、1款総務費4,982万6,000円、2款保険給付費36億8,430万5,000円、要支援、要介護状態になることを予防するための5款地域支援事業費8,510万2,000円が主なものとなっております。

次に、14ページをお開きください。歳出でございしますが、14ページからの総務費には、認定調査員、嘱託職員、6名分の賃金1,620万円、電算運用業務170万8,000円、介護認定時に要する主治医意見書作成料1,244万3,000円、認定調査会共同設置費993万2,000円となっております。総務費が3,130万2,000円減額となっておりますが、電算運用業務で平成24年度介護保険基幹システムの変更によるものでございます。

18ページの2款保険給付費から、6種類の介護サービスから成り、サービスごとの施設分とその他分がありまして、施設分が13億1,646万円、その他分が23億6,845万円となっております。

以上でございます。

続いて、議案第35号について御説明をさせていただきます。

議案第35号、平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。平成25年度由布市の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億840万9,000円と

定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。平成25年2月27日提出。

3ページをお開きください。事項別明細書の総括に基づいて説明をさせていただきます。

歳入につきましては、3款の一般会計からの繰入金1億2,581万3,000円を含め、総額4億840万9,000円を見込んでおります。1款の後期高齢者医療保険料2億8,148万1,000円は、被保険者の見込み数5,953人の保険料総額から保険料軽減額を除いた金額を特別徴収分と普通徴収分に分けて計上させていただいております。

5款諸収入101万4,000円は、保険料の還付金が主なものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、2款大分県後期高齢者医療広域連合への納付金が4億497万2,000円が主なものでございます。その他につきましては事務的経費であり、前年度の実績見込みを加味しながら必要額を計上させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第36号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長です。議案第36号について詳細説明を申し上げます。

議案第36号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算。平成25年度由布市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,190万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は5,000万円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間

の流用。平成25年2月27日提出、由布市長。

それでは、次の1ページから2ページは、歳入歳出の款項ごとに金額を記載しております。

3ページをお願いいたします。3ページは第2表地方債でございます。庄内簡易水道導水管敷設がえに伴う実施設計、塚原若杉簡水の紫外線導入に伴う実施設計などの業務に伴い起債を行うものであります。起債の目的につきましては、簡易水道事業債、限度額については3,660万円でございます。起債の方法等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

予算の詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたしたいと存じますので、7ページをお開きください。

歳入より、主なものを御説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金は157万5,000円、2款使用料及び手数料1項使用料は1億3,118万4,000円をそれぞれ見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金は、国庫の補助対象となります庄内簡水導水管敷設がえに伴う実施設計委託と、塚原簡易水道の紫外線施設導入の実実施設計委託の国庫補助金分1,548万5,000円でございます。

次、9ページをお開きください。5款繰入金1項一般会計繰入金は6,784万8,000円で、前年度比2.6%の減額でございます。5款2項基金繰入金で本年度は簡易水道事業基金より403万3,000円の繰り入れを計上しております。

7款雑収入2項雑入、これにつきましては庄内の市道迫線の配水管移設工事の補償金300万円でございます。

8款1項市債につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり簡易水道事業債として3,660万円を借り入れるようにしております。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。1款水道費1項簡易水道費1目総務管理費につきましては5,658万3,000円でございます。

事業別に主なものを御説明いたします。12ページでございますが、1総務管理費の13節委託料の検針264万6,000円は、水道メーターの検針員さんの委託料でございます。27節の公課費の消費税につきましては、25年度は426万4,000円を計上いたしました。2給与管理費4,155万1,000円は、職員4名分の人件費でございます。

次の13ページ、14ページをお願いいたします。2目維持管理費で1維持管理事業費の11節需用費の修繕費1,143万7,000円は、漏水修理など緊急修繕の費用が主なものでございます。

13節の委託料につきましては、沈殿地の砂上げ業務や水質検査業務、漏水調査、ポンプ設備の保守点検業務などが主なものとなっております。1,718万6,000円を計上いたしております。

ます。

3目建設改良費のうち1施設整備促進事業で13節委託料は、県道改良に伴う配水管移設工事の実施設計委託、直野内山簡易水道濁度計設置に伴う実施設計費用で450万円を計上しております。

また、15節の工事請負費2,846万3,000円は、今申し上げました直野簡水の濁度計設置、あるいは市道迫線の配水管移設工事など、6件の工事請負費でございます。

次に、2水道統合事業費の13節委託料6,077万5,000円は、庄内簡水の導水管布設事業、塚原若杉簡水の紫外線施設導入事業の実施設計費及び地質調査業務委託、湯平、下湯平簡水の統合の変更認可申請書作成業務の委託料でございます。

次、15、16ページでございます。2款公債費1項公債費では、これまでに借り入れしました起債の元金、利子の償還金で、1目元金23節償還金利子及び割引料で、元金5,630万8,000円、2目利子では、23節償還金利子及び割引料で、利子1,519万円でございます。合計7,149万8,000円となり、前年度より2,131万8,000円の減でございます。

17、18ページは、予備費で150万円を計上しております。

19ページから24ページには、給与費明細書を添付しております。

最後の25ページには、簡易水道事業債に係る調書を掲載しておりますが、平成25年度末現在高見込額は7億1,114万9,000円でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第37号について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（相馬 尊重君） それでは、議案第37号の詳細説明を行います。

議案第37号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。平成25年度由布市の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ9,141万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。平成25年2月27日提出、由布市長。

それでは、事項別明細で説明をしたいと思いますので、6ページ、7ページをお開きください。

まず歳入ですけれども、2款1項1目の使用料でございますけれども、1,970万3,000円計

上しておりますが、これは、平成24年12月現在の加入戸数により算出した額を計上しております。

次に、4款1項1目の一般会計繰入金、前年度に比べて456万9,000円減額しておりますけれども、これは、人件費及び公債費の償還金の減額により繰入金が減額となっております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。6款諸収入の雑入でございますけれども377万円の減額になっておりますが、25年度県の事業に伴います配水管の移設工事等がありませんので、県の負担金の減額により雑入の減額となっております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳出です。1款1項1目の一般管理費につきましては、担当職員の給与等の減額によりまして173万5,000円、前年度より減額となっております。

次に、1款1項2目の維持管理事業費ですけれども401万4,000円の減額となっておりますけれども、これは、先ほど申しました配水管等の工事がございませんので、その工事費が減額になったため減額となっております。

次に、12ページ、13ページをお開きください。2款1項1目及び2款1項2目の公債費の元利、利子でございますけれども、元利、利子ともに一部繰り上げ償還を行ったために、それぞれの金額が減額となっております。

以上でございますが、14ページ以降、給与明細等を添付しております。最後の20ページに地方債の当該年度末の残高見込みを掲載しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第38号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長です。議案第38号について詳細説明をさせていただきます。

議案第38号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算、平成25年度の由布市の健康温泉館事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,895万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,200万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。平成



25年2月27日提出、由布市長。

事項別明細書の6、7ページをお開きください。歳入でございますが、一般会計からの繰入金1億984万6,000円を含め、1億2,895万4,000円を見込んでおります。

1款の使用料については、入浴料と施設の使用料など1,495万円を見込んでいます。2款の繰入金ですが、公債費の元金、利子等、一般施設管理費を含め、一般会計より1億984万6,000円を繰り入れるものでございます。前年度より2.8%増加しておりますが、空調機の改修工事を予定しております。

4款の諸収入につきましては、自動販売機などの手数料を計上させていただいております。

次の8、9ページをお開きください。歳出でございますが、一般管理費2,822万2,000円、施設管理費3,727万6,000円は臨時嘱託職員11名分の人件費や施設管理運営に伴うランニングコストを計上させていただいております。

次のページ10ページの2款公債費1項1目元金6,000万円と、次のまた次のページでございます2目の利子345万6,000円につきましては起債に対する償還金と利子を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第39号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第39号について詳細説明を申し上げます。

議案第39号平成25年度由布市水道事業会計予算、第1条、平成25年度由布市水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。第1号、給水戸数8,990戸、第2号、年間総給水量322万3,000立方メートル、第3号、1日平均給水量8,830立方メートル、第4号、主要な建設改良事業、配水管等新設、改良工事7,778万1,000円、施設新設、更新工事4億4,987万5,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益4億8,751万1,000円、次のページをお願いします。支出、第2款水道事業費用5億1,943万9,000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,899万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,899万3,000円で補填するものとする。収入、第3款資本的収入4億5,854万9,000円、支出、第4款資本的支出7億754万2,000円。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項

は浄水場汚泥処理業務、期間は平成26年度中、限度額は1,200万円。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、挾間浄水場中央監視制御設備更新工事、限度額は4億2,000万円、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一の款内での、これらの経費の各項の間の流用。

次のページをお願いします。第9条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくは、これら以外の経費の金額に流用し、または、これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1号、職員給与費8,561万2,000円、第2号、交際費5万円。

第10条、上水道事業のため一般会計からこの会計へ、補助を受ける金額は4,728万8,000円である。1号、上水道事業1,303万6,000円、2号、谷簡易水道事業3,425万2,000円。

第11条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定める。平成25年2月27日提出、由布市長。

6ページから9ページにかけましては、予算の実施計画を款項目ごとに収益的収入、支出及び資本的収入、支出の予定額を掲載しております。

それでは、25年度の水道会計予算の主なものについて御説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。

まず、収益的収入でございます。1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は4億4,106万円で、前年度対比0.3%の増を見込んでおります。3目その他の営業収益として2,126万9,000円で、対前年度比3.5%の増となっております。このうち、1節の一般加入負担金は2,051万6,000円を予定しております。次のページをお願いします。2項営業外収益2目他会計補助金2,474万円で、対前年度比3.8%の減でございます。

次に13ページをお願いします。収益的支出でございます。2款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費では、水道原水を取水し、浄水場で水道水として配水できるまでの処理費用でございますが、1億4,692万2,000円でございます。主なものとしたしましては、14節委託料で6,591万5,000円、これは水質検査、汚泥処理費用、活性炭入替などの費用でございます。

次の14ページ、19節の動力費3,258万円は、取水場、浄水場の電力料でございます。

次に、2目配水及び給水費は、浄水場から各家庭に給水するまでの費用でございまして、4,723万1,000円を計上しております。主なものは、4節賃金423万円、水道施設管理人2名分の賃金でございます。

また、15ページ、14節の委託料1,341万8,000円は、水道検針業務の委託料822万円が主なものとなっております。

14節修繕費1,251万2,000円は、水道メーターの改造費と緊急修理の経費でございます。

16ページをお願いいたします。4目総係費ですが水道事業の事務的経費でございます。9,480万4,000円で、対前年度比4%の増となっております。主は、職員7名分の人件費でございます。

17ページの14節委託料894万4,000円でございますが、平成26年度予算決算から公営企業会計が新制度に移行いたします。それによる委託料が主なものとなっております。

次に18ページでございます。5目減価償却費1億4,857万1,000円は、固定資産の減価償却費でございまして、現金の支出を伴わない損益勘定留保資金としての取り扱いとなります。

次、19ページの2項営業外費用7,890万1,000円は、支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債の借入利息6,889万7,000円と3目の消費税1,000万円が主でございます。

次に、資本的予算を御説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。3款資本的収入1項企業債1目企業債で4億2,000万円、上水道事業債でございますが、挾間浄水場中央監視制御設備の更新工事費用に充てる財源でございます。また、2項1目工事負担金で1,600万円、市道、県道の水道管移設工事に伴う補償費でございます。

次に、23ページをお開きください。資本的支出に関しまして御説明申し上げます。これは、施設の整備、拡充のための経費でございますが、4款資本的支出1項建設改良費1目上水道施設費は5億4,883万9,000円で、前年に比べ2億5,858万6,000円の増額でございますが、主な増額理由は28節工事請負費で、先ほど収入で申し上げました挾間浄水場の中央監視制御設備の更新工事4億2,000万円でございます。

そのほか、川北導水管改良工事や挾間の取水場の取水ポンプ更新工事など、15件の建設、改良工事を実施する予定でございます。

次、24ページでございますが、2項企業債償還金1目企業債償還金は、企業債の元金償還分で1億5,425万6,000円を計上しております。

次に、25ページをお願いします。債務負担行為に関する調書につきましては、平成26年度中の契約に関するもので、浄水場の汚泥処理業務を4月1日から開始する予定ですので、25年

度中に契約を行うことが必要なことから計上するものでございます。

26ページは、上水道事業債の調書で4億2,000万の借入見込みと、1億5,425万6,000円の元金償還見込みによりまして、平成25年度末の現在高見込額は25億3,883万7,000円となります。

27ページから31ページは、職員10名分の給与費の明細を、32ページは平成25年度の資金計画を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

さらに、33ページから39ページには、平成24年度、25年度の予定損益計算書、予定貸借対照表を添付しております。いずれも純損失が発生する見込みとなっております。どうぞ御参照いただきたいと思えます。

以上で、詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 各議案の詳細説明が終わりました。

---

○議長（生野 征平君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月1日午後1時30分から一般質問を行います。なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あす2月28日正午までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時04分散会

---